パブリック・コメント手続（意見募集）

環境基本計画の策定について

【意見募集期間】

令和３年（2021 年）
11 月 10 日（水）～12 月 1 日（水）

【お問い合わせ先】

環境政策部 環境企画課
電話 046-822-8327（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

（１）市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。

（２）公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。

（３）お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

１　はじめに

本市では、平成８年（1996年）に「環境基本条例」を制定し、基本方針で示す施策の実現に向け、平成10年（1998年）８月に「横須賀市環境基本計画」（第１期）を策定し、必要に応じて計画の見直しや改定を行うとともに、分野別計画などの関連計画と整合を図りながら、総合的に環境行政を推進してきました。

この度、現行の「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」（第２期）の計画期間が令和３年度で終了すること、また、本市を取り巻く環境問題や経済社会情勢の変化に対応するため、令和４年度（2022年度）からの新たな計画として「横須賀市環境基本計画2030」を策定することとしました。

新計画の策定にあたっては、環境基本条例第９条第３項に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議を行う「横須賀市環境審議会」に対し、新計画策定の考え方について諮問し、令和３年（2021年）９月30日に開催した第72回横須賀市環境審議会において、答申を受けましたので、本市では、この答申を踏まえ、計画案を作成しました。

当該パブリック・コメント手続は、計画案について、市民の皆様からのご意見をいただくものです。

２　計画期間

令和４年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの８年間

３　計画の構成

計画案は、以下の第１章から第６章で構成し、巻末に資料編を掲載予定です。

（第１章）計画の基本的な考え方

（第２章）横須賀市の概況と環境の変化

（第３章）横須賀市がめざす環境像と基本目標

（第４章）基本目標の実現に向けた施策の展開

（第５章）リーディングプロジェクト

（第６章）推進体制・進行管理

なお、計画案の詳細は、「横須賀市環境基本計画2030」案をご確認ください。

意 見 の 提 出 方 法

１ 提出期間

令和３年（2021年）11月10日（水）から12月１日（水）まで

２ 提出先

横須賀市環境政策部環境企画課（計画・企画担当）

３ 提出方法

◎書式は特に定めておりません。

◎案件名並びに住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

（１）（市内在勤の場合）　勤務先名・所在地

（２）（市内在学の場合）　学校名・所在地

（３）（本市に納税義務のある場合）　納税義務があることを証する事項

（４）（当該案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

◎次のいずれかの方法により提出してください。

（１）直接持ち込み・環境政策部環境企画課（横須賀市役所２号館６階10番窓口）
・市政情報コーナー（横須賀市役所２号館１階34番窓口）
・各行政センター

（２）郵送　〒238－8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 環境政策部環境企画課（計画・企画担当）
※郵便物は「〒238-8550　環境企画課」で届きます

（３）ファクシミリ　046-821-1523

（４）電子メール　ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後にとりまとめ、公表いたします。

「横須賀市環境基本計画 2030」
【案】

※当該冊子は、計画の内容を分かりやすくするために、パブリック・コメント手続の対象とならない部分についても記載しています。

なお、配色や文字のフォント等レイアウトについては、後日変更の可能性があります。

［パブリック・コメント手続の対象とならない部分］

１　図として掲載している写真

２　巻末の資料編すべて

令和３年（2021 年）11 月

「はじめに」を掲載予定

基 本 的 事 項

本計画の基本的な事項および基本用語を以下のとおり定義します。

なお、その他の用語については、資料編の「用語集」(P.○~○)で取り扱っています。

◆「みどり」について

本計画において取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺・農地などが、良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」など幅広いものを対象とします。

このように、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく、「みどり」と呼称することとしました。

◆「ゆたか」について

本計画において「ゆたか」という言葉には、「量としてみどりや水などがたくさんある」という意味のほかに「質のよいみどりや水などがある」という意味を含めることとしています。

このため、量としての多さについて連想されやすい「豊か」ではなく、「ゆたか」と使用することとしました。

◆基本用語について

創造:環境全般として広くとらえた場合に「環境を創造する」と表現しています。

創出:具体的な要素を新たにつくり出す場合に「創出」と表現し、再生の要素を含みます。

保全:現状を踏まえ適切な状態に保つ場合に「保全」と表現しています。

再生:「以前あった状態」や「望ましい状態」にする場合に、「再生」と表現しています。

活用:「保全・創出」された要素を役立てる場合に「活用」と表現しています。

◆「年」の表記について

「年」とあるものは暦年(1月から 12 月)を指しています。

◆「年度」の表記について

「年度」とあるものは会計年度(4月から翌年3月)を指しています。

◆図表について

本計画に掲載した図表について、割合(%)を示す数値は四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。また、出典の記載は以下のとおりとします。

出典よりそのまま引用している図表:出典名のみ記載

出典より取得したデータを使って作成した図表:「資料:○○(出典名)を基に作成」と記載

出典より取得した図表を加工し作成した図表:「資料:○○(出典名)を一部修正」と記載

第1章　計画の基本的な考え方 …… 1
1 計画策定の目的・計画の位置付け …… 1
(1)計画策定の目的・経緯 …… 1
(2)計画の性格と役割 …… 1
(3)本計画の位置付けと他計画との関係 …… 2
2 計画の対象 …… 3
(1)計画の対象地域 …… 3
(2)計画の対象範囲 …… 3
3 計画の期間 …… 3
4 計画の構成 …… 4
5 パートナーシップによる計画の推進 …… 5
(1)市民の役割 …… 5
(2)事業者の役割 …… 5
(3)市の役割 …… 5
6 計画策定の背景 …… 6
(1)国内外の環境施策の動向 …… 6
(2)本計画に関連する「持続可能な開発目標」(SDGs)のゴール …… 8
第2章　横須賀市の概況と環境の変化 …… 9
1 横須賀市の概況 …… 9
(1)地勢 …… 9
(2)気候 …… 10
(3)人口の推移および将来推計 …… 11
(4)土地利用 …… 12
(5)産業構造 …… 12
(6)農業および漁業の状況 …… 13
(7)各地域の特性 …… 14
2 横須賀市を取り巻く環境の変化 …… 20
(1)自然環境・みどり …… 20
(2)温暖化対策・気候変動 …… 21
(3)循環型社会・廃棄物 …… 22
(4)生活環境 …… 23
(5)環境教育・環境学習 …… 24
第3章　横須賀市がめざす環境像と基本目標 …… 25
1 計画でめざす環境像 …… 25
(1)環境像とは …… 25
(2)環境像の考え方 …… 25
2 計画の基本目標 …… 26
3 計画で目指すよこすかの将来イメージ …… 27
第4章　基本目標の実現に向けた施策の展開 …… 29
1 計画の体系図 …… 29
2 施策の柱と施策の方向 …… 31
基本目標1 …… 31
(1)基本目標でめざす姿と指標 …… 31
(2)施策の柱ごとの方針 …… 33
基本目標 2 …… 41
(1)基本目標でめざす姿と指標 …… 41
(2)施策の柱ごとの方針 …… 43
基本目標3 …… 51

（1）基本目標でめざす姿と指標 51
（2）施策の柱ごとの方針 53
基本目標４ 57
（1）基本目標でめざす姿と指標 57
（2）施策の柱ごとの方針 59
基本目標５ 65
（1）基本目標でめざす姿と指標 65
（2）施策の柱ごとの方針 67
第5章　リーディングプロジェクト 71
1 リーディングプロジェクトの概要 71
（1）リーディングプロジェクトとは 71
（2）リーディングプロジェクトの設定の考え方 71
2 リーディングプロジェクトの内容 72
第6章　推進体制・進行管理 75
1 計画の推進体制 75
（1）推進組織／横須賀市環境審議会、環境総合政策会議 75
（2）市民、事業者、市民団体、市の連携・協働体制の構築 75
（3）広域的な連携・協力の推進 75
2 計画の進行管理 76
3 財源の確保 77
（1）財政的措置 77
（2）国・県・各種法人などにおける補助制度などの活用・要望 77
（3）経済的手法の導入検討 77

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的・計画の位置付け

(1)計画策定の目的・経緯

本市では、1996 年(平成8年)に「環境基本条例」を制定し、基本方針で示す施策の実現に向け、1998 年(平成 10 年)8月に「横須賀市環境基本計画」(第1期)を策定しました。

その後も、必要に応じて「環境基本計画」の見直しや改定を行うとともに、分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」や「横須賀市みどりの基本計画」などの関連計画と整合を図りながら、総合的に環境行政を推進してきましたが、本市の環境を取り巻く情勢は日々大きく変化し続けています。

国際的には、2015 年(平成 27 年)9月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という)が掲げられるとともに、同年に開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」(以下「COP21」という)において、「パリ協定」が採択されました。

また、国においても相互に関連し、複雑化する環境・経済・社会の課題に対応すべく、「第五次環境基本計画」が閣議決定されるなど、環境問題に対する機運がこれまで以上に高まりを見せています。

身近な環境課題や顕在化している地球規模の環境問題を解決していくためには、地域レベルでの取り組みが重要となることから、本市においても2020年(令和2年)9月に「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」、2021年(令和3年)1月には「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」(令和3年1月)を行いました。

また、みどり政策や気候変動への適応においても、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う流域治水の考え方や、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラストラクチャー(グリーンインフラ)の考え方が提唱されるなど、新たな課題への対応が求められています。

これらを踏まえ、2011 年(平成 23 年)3月に策定した「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」(第2期)の計画期間が終了すること、また、本市を取り巻く環境問題や経済社会情勢の変化に対応するため、2022 年度(令和4年度)からの新たな計画として「横須賀市環境基本計画 2030」を策定します。

(2)計画の性格と役割

本計画は、上位計画である「YOKOSUKA ビジョン 2030」(横須賀市基本構想・基本計画)が掲げる「『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を実現する分野別計画として、連携が必要な他の分野別計画と整合を図り、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、「環境基本条例」が掲げる基本理念を実現するためには、各主体とパートナーシップを形成し、行動することが重要となることから、環境活動に取り組む各主体の共通認識となるよう、本市の目指す環境の姿を広く示す役割を担っています。

なお、環境教育・環境学習分野については 2008 年(平成 20 年)3月に策定した「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づく施策を推進してきましたが、「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を本計画へ統合し、新たな基本目標として掲げるとともに、今後も「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)における行動計画として位置付け、環境教育・環境学習の更なる推進を図ります。

（3）本計画の位置付けと他計画との関係

本計画において取り扱う環境分野は多岐にわたっており、みどり政策や地球温暖化対策、一般廃棄物処理などについては個別計画が策定され、各種課題に対応しています。

環境行政の推進にあたっては、他の個別計画との連携・調整が不可欠であることから、関連する個別計画を分野別計画として位置づけ、分野別計画における具体的な取り組みや施策を一体となって推進することにより、総合的な環境行政の推進を図ります。

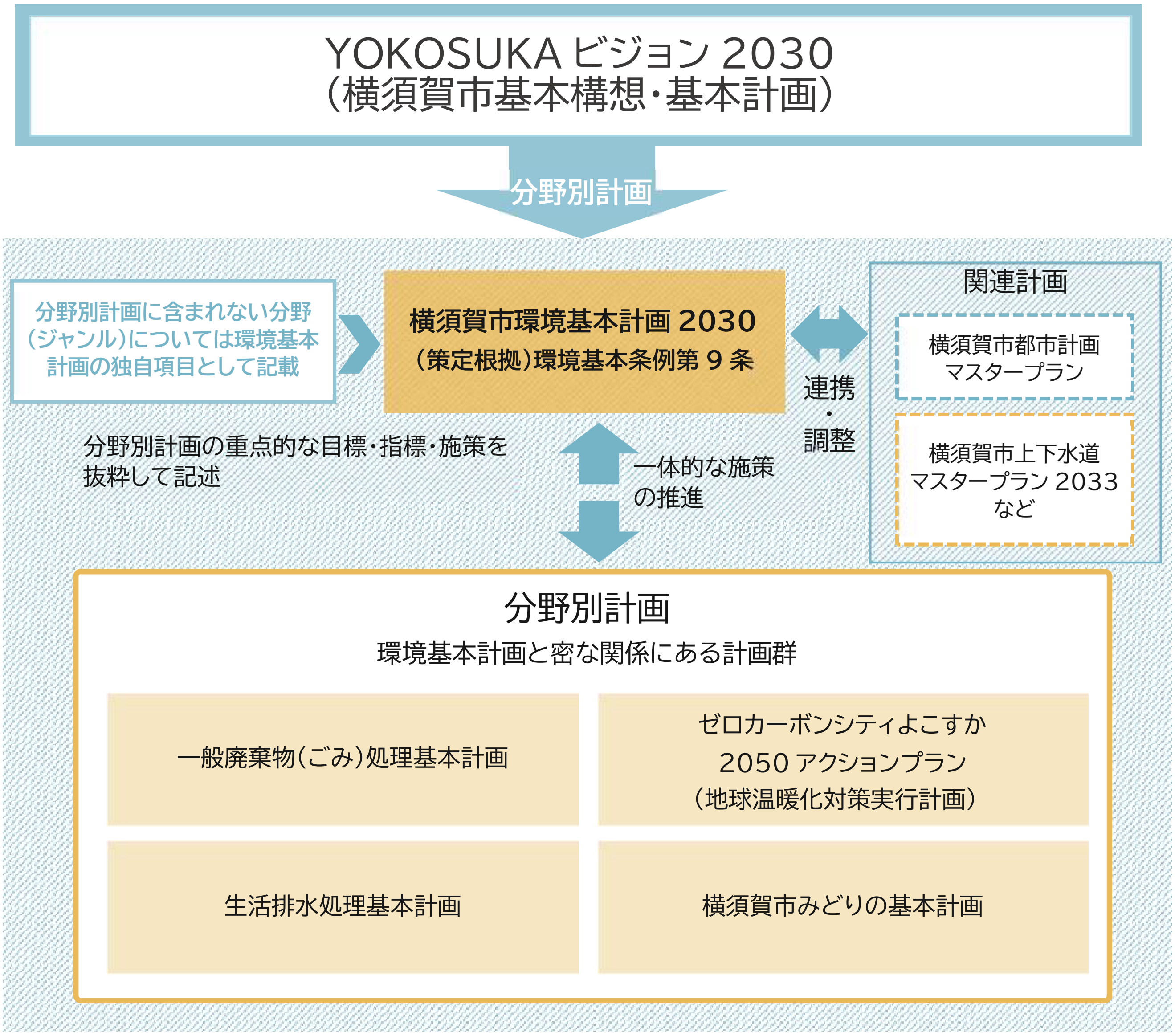

図1-1　計画の位置付け

2 計画の対象

(1)計画の対象地域

計画の対象とする地域は、横須賀市全域とします。

また、大気や水環境、地球環境問題など、広域に対応することが望ましい事項については、国や県、近隣の地方公共団体との連携も視野に入れ、取り組みを推進していきます。

(2)計画の対象範囲

本計画において取り扱う対象範囲は、以下のとおりです。

環境分野	対象範囲
自然環境・みどり	里山的環境・樹林地・河川環境・海域環境の保全、 生物多様性の確保、公園整備・緑化の推進、 歴史的・文化的景観の形成
温暖化対策・気候変動	地球温暖化対策(緩和策)、エネルギー対策、 気候変動への適応(適応策)、防災
循環型社会・廃棄物	廃棄物の減量・適正処理、資源循環、食品ロス対策、 プラスチックごみ対策(海洋プラスチックごみを含む)
生活環境	大気環境、水・土壌環境、騒音・振動、悪臭、 化学物質(ダイオキシン類)による汚染防止
環境教育・環境学習	体験の機会・場の提供、情報提供・普及啓発、 人材育成、連携・協働

3 計画の期間

2022 年度(令和4年度)から 2029 年度(令和 11 年度)まで

計画期間は、「YOKOSUKA ビジョン 2030」(横須賀市基本構想・基本計画)との整合を図り、2022 年度(令和4年度)から 2029 年度(令和 11 年度)までの8年間とします。

なお、本市を取り巻く環境や経済社会情勢の変化をはじめ、本計画の基礎的条件に変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4　計画の構成

本計画は、計画の前提となる基本的事項を示した「第1章　計画の基本的な考え方」、本市の地形や人口動態をはじめとした概況や、これまでの本市を取り巻く環境の変化を示した「第2章　横須賀市の概況と環境の変化」、本計画で実現をめざす姿とその実現に向けた基本目標を定める「第3章　横須賀市がめざす環境像と基本目標」、第3章に掲げる基本目標の実現に向けた施策の方向を示す「第4章　基本目標の実現に向けた施策の展開」、計画全体を先導していく取り組みを示す「第5章　リーディングプロジェクト」、計画の推進および進行管理の体制を示した「第6章　推進体制・進行管理」の第1章から第6章で構成します。

「横須賀市環境基本計画 2030」

第1章 計画の基本的な考え方	計画策定の背景や、計画の位置付け、計画の対象、 計画期間など、本計画の前提となる基本的事項を整理
第2章 横須賀市の概況と 環境の変化	本市の地形や人口動態をはじめとした概況や、 これまでの本市を取り巻く環境の変化について整理
第3章 横須賀市がめざす環境像と 基本目標	本計画の推進により実現を目指す環境像および その実現に向けた基本目標を設定
第4章 基本目標の実現に向けた 施策の展開	基本目標の実現に向け、取り組みの方向性を体系的に整理 し、「施策の柱」および「施策の方向」として整理
第5章 リーディングプロジェクト	本計画全体を先導し、シンボル的な役割を担う取り組みを リーディングプロジェクトとして位置付け
第6章 推進体制・進行管理	計画の実効性を確保し、各主体が協働して計画を 推進・進行管理するための体制や手法について整理

図1-3　環境基本計画の構成

5　パートナーシップによる計画の推進

今日の複雑化・多様化する環境問題に対応していくためには、行政だけでなく市民や事業者の役割も重要であることから、環境基本条例の各主体の責務に基づき、協働による計画の推進に取り組みます。

(1)市民の役割

市民は、日常生活と環境との関わりについて理解を深め、環境負荷の低減に努めるとともに、事業者および市との協働に配慮することが求められます。

(2)事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境負荷の低減その他環境の保全および創造に努めるとともに、市民および市との協働に配慮することが求められます。

(3)市の役割

市は、地域環境を管理する責任主体として、市民、事業者との協働により、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、各主体の役割分担を認識し、自主的な環境活動に対して必要な支援を行うとともに、一事業者として、環境保全のために率先した取り組みを推進します。

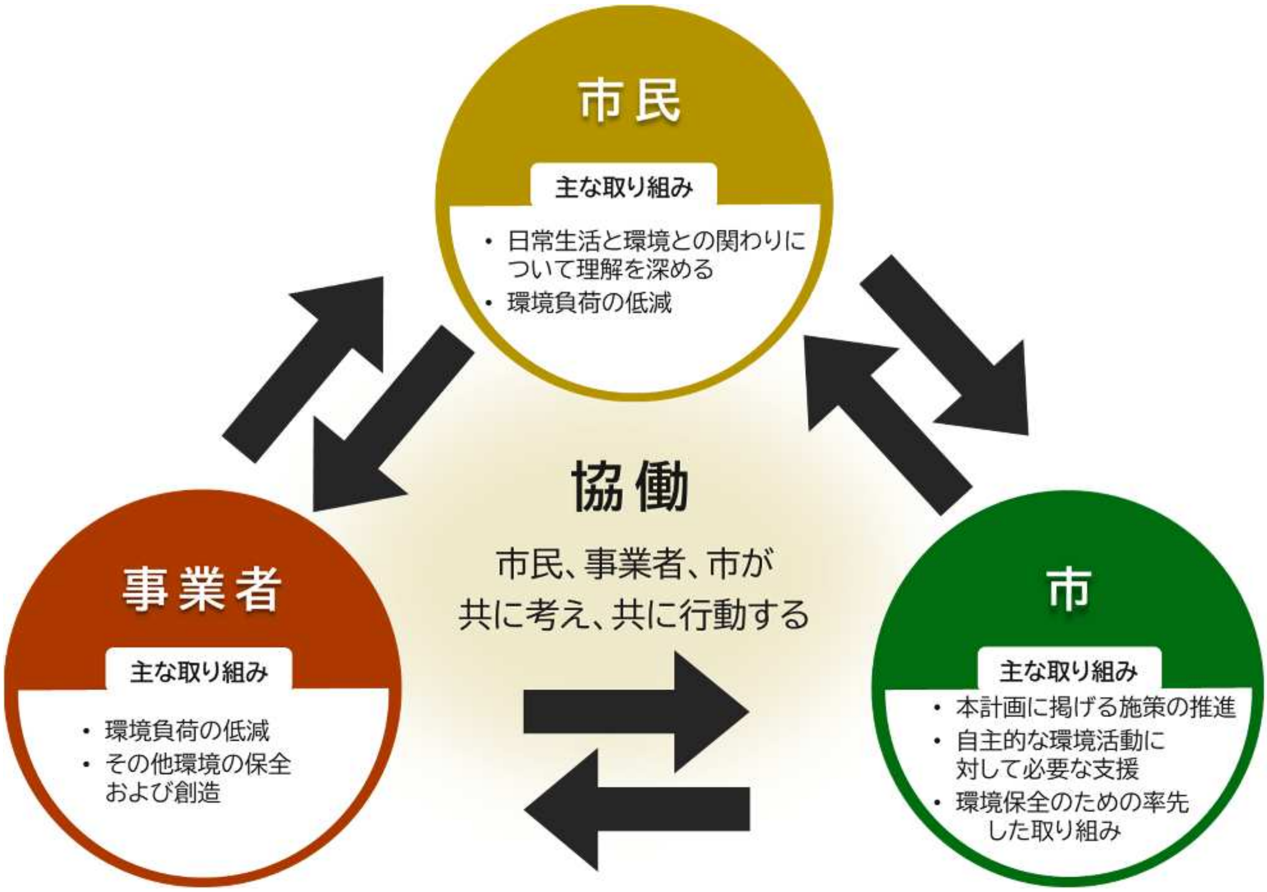

図 1-4　市民・事業者・市の役割概念

6 計画策定の背景

(1)国内外の環境施策の動向

①パリ協定の発効と国内における温暖化対策の動向

2015 年(平成 27 年)に開催された COP21 において、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃未満に保持し、1.5℃に抑える努力を追求する「パリ協定」が採択され、2020 年(令和 2 年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量の削減に世界共通の課題として取り組むことが示されました。

国においては、「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)による評価報告書や「パリ協定」を踏まえ、2016 年(平成 28 年)5月に地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス排出量を 2030 年度(令和 12 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比で 26%の削減目標を掲げていましたが、2020 年(令和 2 年)10 月には、国の方針として、2050 年度(令和 32 年度)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが表明され、野心的な目標として 2030 年度(令和 12 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比で 46%の削減目標を掲げるなど、国内外における脱炭素化の流れが加速しています。

②国の第五次環境基本計画の策定

SDGs や「パリ協定」の採択などの国際的な潮流を踏まえ、国は 2018 年(平成 30 年)4月に「第五次環境基本計画」を策定しました。

「第五次環境基本計画」では、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や経済・社会的課題の同時解決を図り、新たな成長に繋げることを掲げています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進することを示しています。

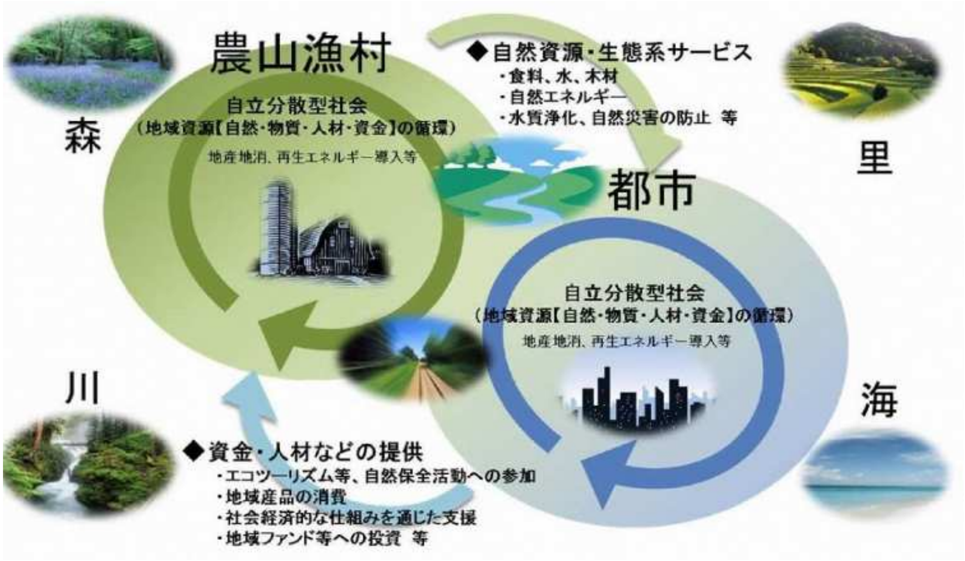

図1-5 地域循環共生圏のイメージ図
出典:環境省第五次環境基本計画

③「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択

2015 年(平成 27 年)9月の国連サミットにおいて 193 の国連加盟国で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「人間、地球及び繁栄のための行動計画」として、宣言および目標を掲げました。

アジェンダの中核を成す SDGs は、2001 年(平成 13 年)に策定された「ミレニアム開発目標」(MDGs)の後継として、開発途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体で貧困や格差、気候変動などの問題に取り組み、持続可能な社会の実現を目指す 2030 年までの国際目標として環境・社会・経済の3分野が相互に関連した 17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットで構成されています。

また、SDGs における環境分野の取り組みの重要性を示す「SDGs ウェディングケーキモデル」では、人間社会と経済活動は環境の上に成り立っており、目標達成のためには、あらゆる主体が参画するパートナーシップが必要であることを視覚的に示しています。

国内においても、「SDGs 推進本部」を設置し、幅広いステークホルダーの意見を踏まえ、取り組みの指針となる「SDGs 実施指針」の策定や、具体的施策を取りまとめたアクションプランを定期的に策定しており、SDGs を達成するための中長期的な国家戦略として位置付け、取り組みを推進しています。

図1-6 SDGs ウェディングケーキモデル
資料:Stockholm Resilience Centre を一部修正

（2）本計画に関連する「持続可能な開発目標」（SDGs）のゴール

関連する SDGs のゴール	本計画における主な取り組み内容
ゴール3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	大気および水環境などの生活基盤となる環境を良好に維持するための取り組みを進めます
ゴール4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	幅広い世代が参加できる環境教育・環境学習の機会および場の創出に取り組みます
ゴール6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	水道・下水道の安定的な使用や工場・事業場からの排水や生活排水対策を行い、良好な水循環づくりに取り組みます
ゴール7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	再生可能エネルギーの導入と利用環境整備による活用拡大に取り組みます
ゴール9 災害に強いインフラ構築、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	資源の利用効率を向上し、環境に配慮したインフラ整備に取り組みます
ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	脱炭素社会への移行を目指し、地域資源を活用した持続可能な社会形成に取り組みます
ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する	ごみ排出量の低減やリサイクルを推進し、資源循環の拡大に取り組みます
ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	気候変動による影響を明確に捉え、リスクに対して柔軟な対応に取り組みます
ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	海域環境の保全、海洋プラスチックごみ対策に取り組みます
ゴール 15 陸の生態系の保護及び持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化や生物多様性の喪失を阻止する	生物多様性を確保し、里山的環境などのみどりと水辺のネットワーク形成に取り組みます
ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	市民、事業者の取り組み促進や協働による取り組み体制を整備するとともに機会を創出します

第2章 横須賀市の概況と環境の変化

1 横須賀市の概況

(1)地勢

本市は神奈川県の南東部の三浦半島に位置し、三浦市、葉山町、逗子市、横浜市に接する中核市です。三方を海に囲まれ、丘陵のみどりが広がる自然環境に恵まれた都市でありながら、東京から50km圏内に含まれ、都心へのアクセスに優れています。

三浦半島の地形は、北帯山地、中帯山地、南帯山地の三つに大別され、本市の主要部は中帯山地に属しています。標高 100～200mの起伏の多い丘陵および山地の間を縫って河川、低地が配列されており、丘陵が多く、広い平地の少ない点が特徴です。

首都圏における貴重な生態系の核となる丘陵のみどりや市街地のみどりに加え、リアス海岸や海蝕地帯が多い自然海岸など多様な自然環境が存在し、本市特有の景観を形成しています。

また、東京湾唯一の自然島である猿島や、走水、観音崎、野比、荒崎、天神島、秋谷などでは、様々な海岸環境に応じた多様な動植物が見られます。

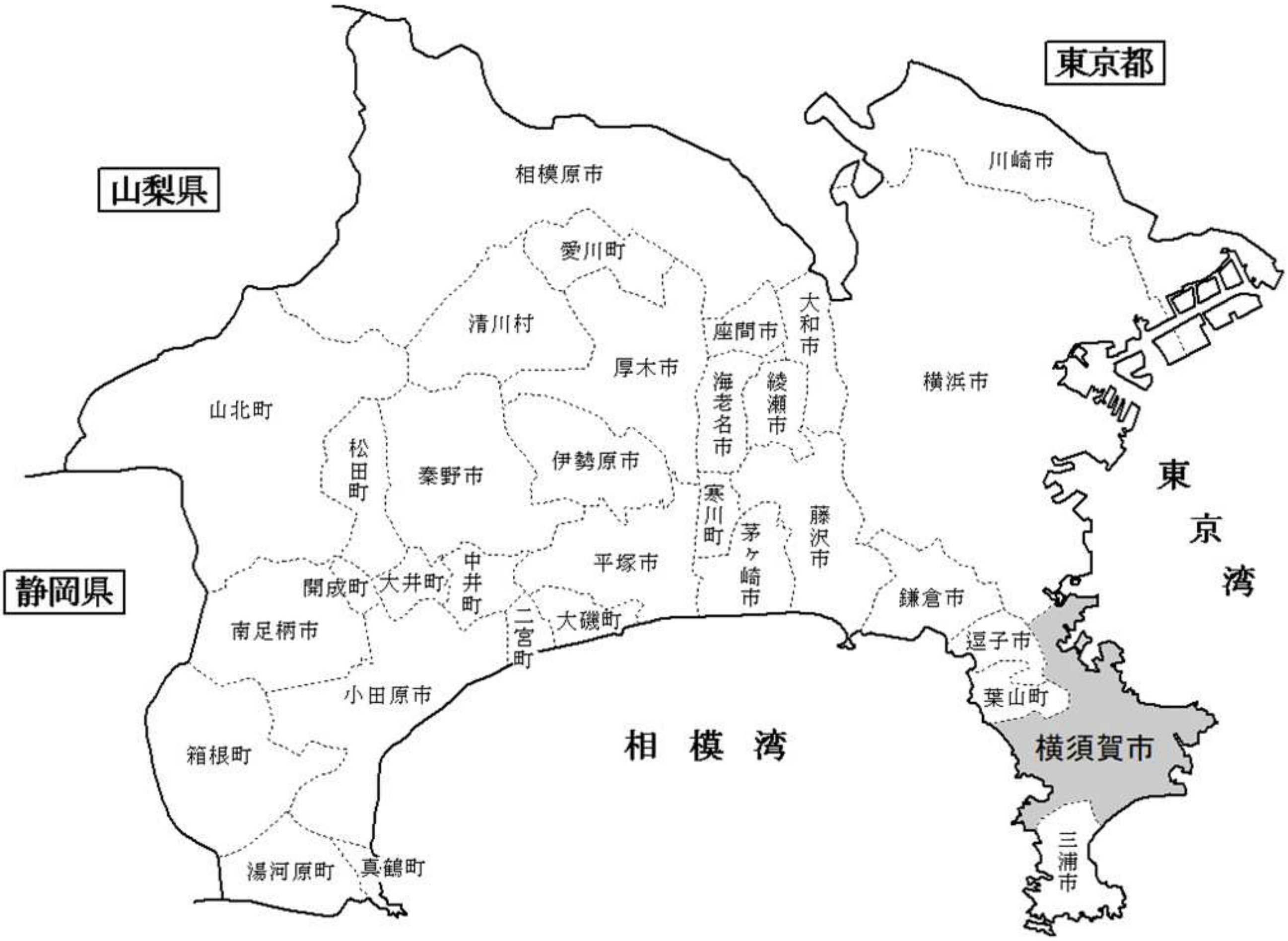

図 2-1 横須賀の位置と地勢

（2）気候

①気温・降水量

本市は年間を通して比較的温暖な気候で、2010 年（平成 22 年）からの気温の変化を見ると、ほぼ横ばいとなっているものの、真夏日や熱帯夜の日数は増加傾向にあります。

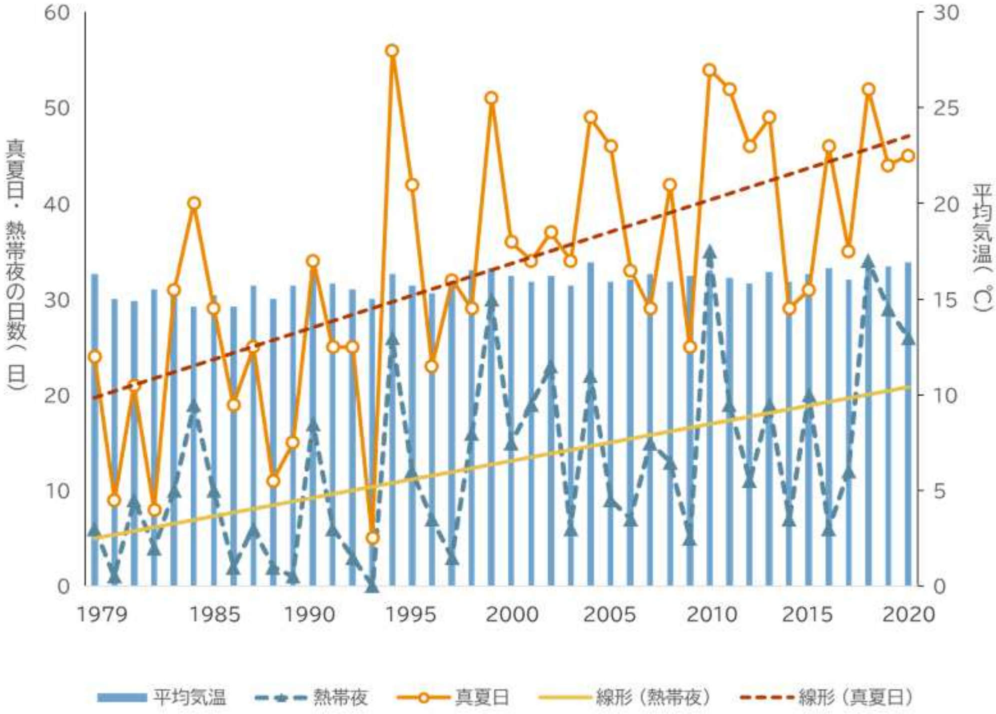

図 2-2 平均気温・真夏日と熱帯夜の日数・平年気温の推移
（三浦市※1979 年（昭和 54 年）～2020 年（令和 2 年）平年値）
資料：気象庁 「年ごとの値」を基に作成 ※本市に最も近い観測所

降水量については、1991 年（平成 3 年）から 2020 年（令和 2 年）の 30 年間の月ごとの平年値を見ると、冬季に少なく、梅雨が発生する6月や台風が多い9月から 10 月に多い傾向となっています。

図 2-3 平均気温・降水量の平年値
（三浦市※1991 年（平成3年）～2020 年（令和2年）平年値）
資料：気象庁 「平年値（年・月ごとの値）」を基に作成 ※本市に最も近い観測所

（3）人口の推移および将来推計

①人口･世帯数

本市の 2020 年度（令和2年度）の総人口は 398,508 人であり、2013 年度（平成 25 年）から減少を続ける一方で、人口に占める 65 歳以上の割合が年々増加し、全国と比較しても高い割合で高齢化が進んでいます。また、世帯数が増加し、世帯当たり人員が年々減少していることから、核家族化が進行しています。

図 2-4 人口および高齢化率の推移
資料：横須賀市統計書（平成 27 年度版、令和 2 年度版）
年齢別階級人口を基に作成

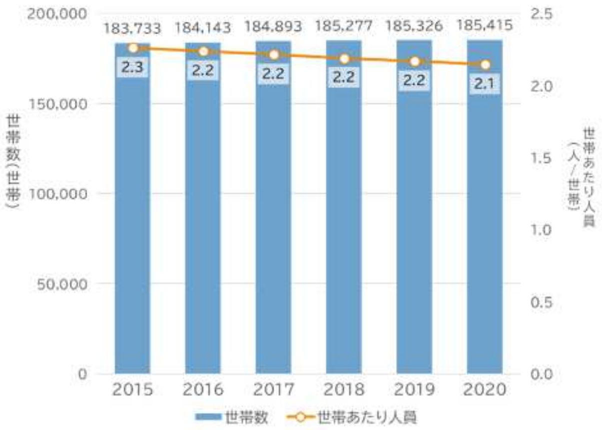

図 2-5 世帯および世帯あたり人員数の推移
資料：横須賀市統計書（平成 27 年度～令和 2 年度版）
住民基本台帳登載人口を基に作成

②将来人口の推計

本市の人口動向や人口減少が地域社会に与える影響などを分析し、将来の人口推計などを示した「横須賀市人口ビジョン」によると、2045 年（令和 27 年）には 30 万人を割り込むことが見込まれます。

また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の構成比推移を見ると、年少人口、生産年齢人口割合が減少し続ける一方で、老年人口の割合は増え続けていくことが予測され、2060 年（令和 42 年）には全体の4割になることが見込まれます。

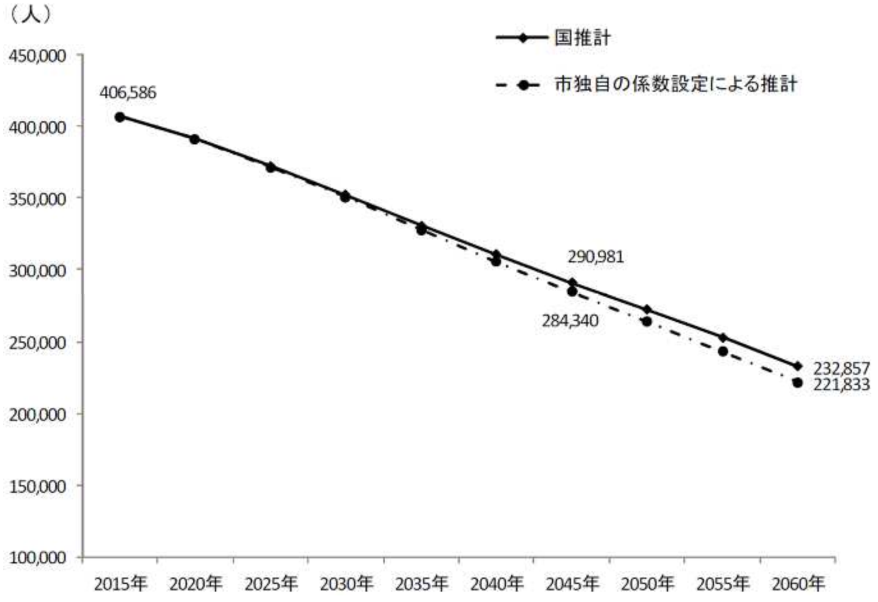

図 2-6 将来人口推計
出典：横須賀市人口ビジョン（令和 2 年（2020 年）3 月改訂）

(4)土地利用

本市の 2015 年度(平成 27 年度)の土地利用の状況は、面積の 36%が自然的土地利用(内訳:農地6%、山林 26%、河川・海岸・荒地 4%)、25%が住宅用地、2%が商業用地、5%が工業運輸用地、16%が文教厚生・公共用地、5%が防衛用地、10%が道路・鉄道となっています。

この割合は、2010 年度(平成 22 年度)調査時と同様であり、過去5年で大きな変化はありません。

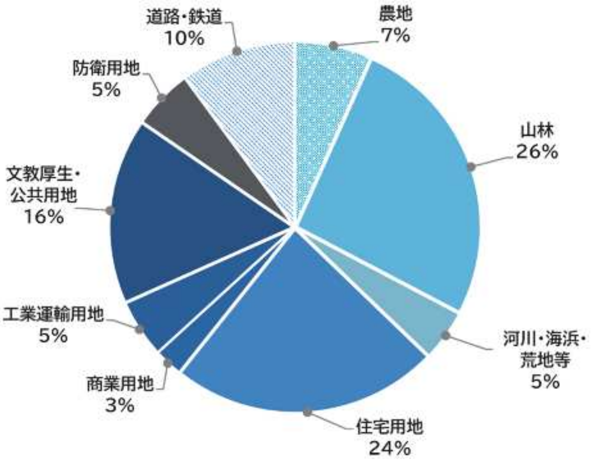

図 2-7 土地利用の状況(2010 年度(平成 22 年度))
資料:平成 22 年度都市計画現況調査を基に作成

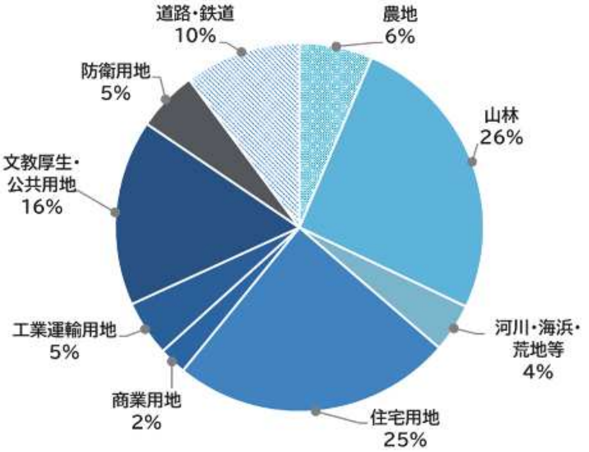

図 2-8 土地利用の状況(2015 年度(平成 27 年度))
資料:平成 27 年度都市計画現況調査を基に作成

(5)産業構造

2016 年度(平成 28 年度)の事業所数の割合は、卸売・小売業や飲食店・宿泊業などの第三次産業が主であり(約 85%)、第二次産業である建設業、製造業約 15%、第一次産業は、0.2%となっています。

また、2001 年度(平成 13 年度)からの産業種別の事業所数の変化を見ると、全体的に減少傾向にあり、従業員数についても 2001 年度(平成 13 年度)から減少傾向にあります。

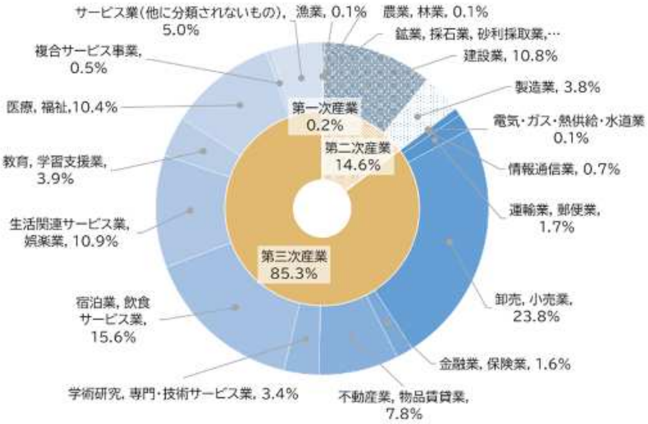

図 2-9 横須賀市の事業所数の割合
資料:横須賀市統計書(令和 2 年度版)を基に作成

図 2-10 産業別事業所数・総従業員数の変化
資料:横須賀市統計書(平成 27 年度版、令和 2 年度版)を基に作成

(6)農業および漁業の状況

①農業

本市の主要な農産物は、都市近郊の特性と海洋性の温暖な気象条件を生かした露地野菜です。

総農家数および経営耕地面積、農業産出額は減少傾向にあり、要因として従事者の高齢化や後継者不足が考えられます。

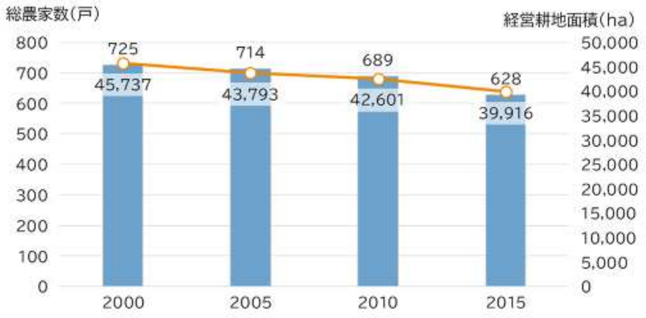

図 2-11 総農家数と経営耕地面積
資料:横須賀市統計書(平成 27 年度版、令和 2 年度版)を基に作成

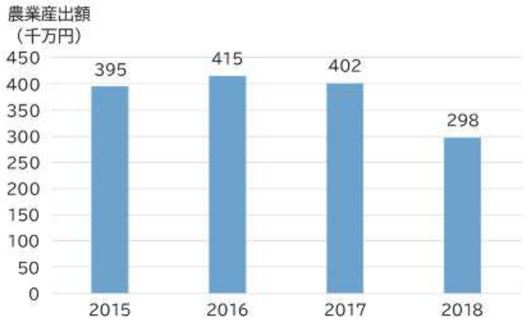

図 2-12 農業産出額の推移
資料:横須賀市統計書(平成 27 年度～令和 2 年度版)各年度の市町村別農業産出額(推計)を基に作成

②漁業

本市は東京湾、相模湾、金田湾という性質の異なる海に面し、定置網や刺し網、底引き網、一本釣り、たこつぼ、素潜りなど様々な漁法により、多くの魚種が水揚げされています。

また、経営体数は年々減少傾向となっており、漁業生産量についても、2014 年度(平成 26 年度)から大きく減少しています。

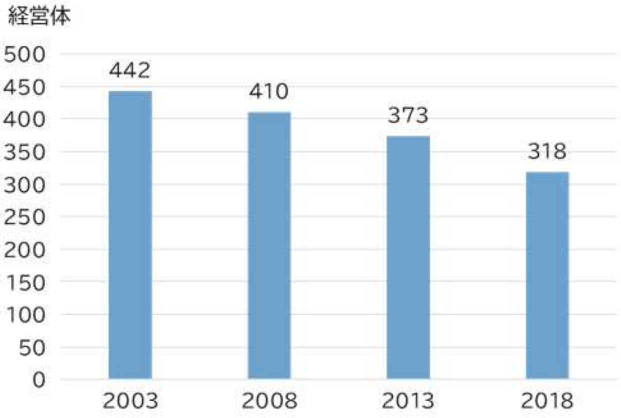

図 2-13 漁業経営体数
資料:2018 年漁業センサスを基に作成

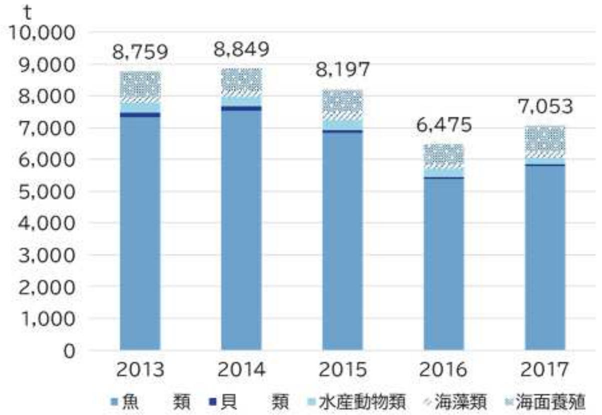

図 2-14 漁業生産量の推移
資料:横須賀市統計書(令和元年度版、令和 2 年度版)を基に作成

(7)各地域の特性

本市は、自然環境や産業構造、歴史・文化など、特徴ある環境を形成する様々な要素を持っていることから、地域によって特性や課題が異なります。

こうしたことから、各地域の特性や課題を明らかにし、環境活動に取り組む各主体が共通の課題認識を持つことができるよう、市内の 10 の行政区域を4つの地域(東西南北)に区分したうえで、それぞれの特性および課題について整理しました。

各地域において包括する行政区域

北地域	追浜行政センター地区、田浦行政センター地区
東地域	逸見行政センター地区、本庁地区、衣笠行政センター地区、大津行政センター地区
南地域	浦賀行政センター地区、久里浜行政センター地区、北下浦行政センター地区
西地域	西行政センター地区(大楠、武山、長井)

◆各地域の人口および面積について
人口:横須賀市統計書(令和2年度版)地区別人口推移を基に算出
面積:横須賀市統計書(令和2年度版)地区別・町別面積を基に算出
なお、各町別の面積は、市独自の推定値(令和2年4月1日現在)を四捨五入しています

①北地域

人口(2020 年(令和2年)10 月1日時点):48,836 人
面積(2020 年(令和2年) 4月1日時点):1,348ha

◆地域特性

北地域は、追浜行政センター地区および田浦行政センター地区で構成される地域で、リサイクルプラザ(アイクル)、追浜浄化センターなどの環境関連施設、国指定文化財である夏島貝塚をはじめ、明治憲法起草地記念碑などの歴史的・文化的資源があります。

また、東側(東京湾側)は、広大な埋立地を中心とした工業地帯が広がり、本市の中心的な産業ゾーンを形成しているとともに、自衛隊施設が多く存在します。

西側は、鷹取山や田浦梅の里などの緑地や谷戸、斜面緑地が多く存在し、三浦半島と横浜以北をつなぐ重要な道路である横浜横須賀道路や国道 16 号が通る地域です。

◆課題と取り組みの必要性

本市の中心的な産業ゾーンを形成していること、また、国道 16 号における追浜駅周辺の交通渋滞の発生が課題であることから、産業部門および交通部門における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みやヒートアイランド対策が求められます。

また、過去に洪水やがけ崩れが発生したことのある鷹取川水系などの谷戸周辺をはじめ、傾斜地が多いことから、こうした谷戸地域における自然災害への対応が重要です。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 工場など企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減が求められます
- 谷戸地域における自然災害への対応が求められます
- 緑化の推進をはじめとしたヒートアイランド対策の推進が求められます
- 交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められます
- リサイクルプラザ(アイクル)の安定的な稼働が求められます

②東地域

人口(2020 年(令和2年)10 月1日時点):169,144 人
面積(2020 年(令和2年) 4月1日時点):3,122ha

◆地域特性

東地域は、市役所本庁舎をはじめ、逸見行政センター地区、衣笠行政センター地区および大津行政センター地区で構成され、広域交通と地域交通が国道 16 号に混在する商業の中心地域ですが、一方で谷戸や斜面緑地も多く残されており、本市ならではの景観が形成されています。

また、「うみかぜの路」として親しまれている 10,000 メートルプロムナードやヴェルニー公園、自然・人文博物館や馬堀自然教育園などの施設を有するほか、大楠山を源流とした平作川が地域の中心部を流れ、東京湾唯一の自然島である猿島などの自然資源があります。

◆課題と取り組みの必要性

谷戸や斜面緑地における自然災害への対応をはじめ、みどりや海とふれあえる機会や場の創出が求められるほか、商業の中心地であることから、民生部門および交通部門における温室効果ガスの削減に向けた取り組みが重要です。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 民生業務部門および民生家庭部門における省エネルギーの推進が求められます
- 谷戸や斜面緑地における自然災害への対応が求められます
- 市街地における緑化の推進をはじめとしたヒートアイランド対策の推進が求められます
- 交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められます
- 海洋プラスチックごみ対策やまちの美化に関する取り組みの促進が求められます

③南地域

人口(2020 年(令和2年)10 月1日時点):130,249 人
面積(2020 年(令和2年) 4月1日時点):2,847ha

◆地域特性

南地域は、浦賀行政センター地区、久里浜行政センター地区および北下浦行政センター地区で構成され、久里浜海岸や野比海岸などのほか、平作川沿いの平坦地とそれを囲む谷戸があります。また、明治時代以降に造船の街として古くから栄えた浦賀周辺には、歴史的・文化的遺産が多く残っています。

一方で、横須賀リサーチパーク(YRP)や久里浜テクノパークにおいては、情報通信産業などの誘致を進め、本市の産業構造の多角化の拠点となっているほか、2023 年度(令和5年度)からは横須賀火力発電所が稼働予定となっています。

◆課題と取り組みの必要性

谷戸や河川洪水に伴う浸水想定区域に指定されている平作川沿いにおける自然災害への対応が求められるほか、砂浜の侵食が進み、岩盤や護岸が露出している地域では、砂浜の侵食対策や高潮対策などが必要です。また、電波情報通信技術に特化した企業や研究機関が集積している地域であることから、事業者との連携による温室効果ガス排出量削減の取り組みが求められます。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 生態系に配慮した砂浜の侵食対策などの海岸域の保全が求められます
- 歴史的・文化的遺産の活用を通じた保存・継承が求められます
- 事業所の省エネルギーの推進、企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減が求められます
- 谷戸や浸水想定区域における自然災害への対応が求められます
- 横須賀火力発電所の稼働に伴う影響の監視・モニタリングが求められます
- 海洋プラスチックごみ対策に関する取り組みの促進が求められます

④西地域

人口（2020 年（令和2年）10 月1日時点）：41,732 人

面積（2020 年（令和2年） 4月1日時点）：2,766ha

◆地域特性

西地域（西行政センター地区）は、戦前に長井・大楠・武山のそれぞれが独立した村落からなる歴史的沿革をもち、農業および漁業によって立地した地域です。相模湾に面し、リアス海岸の景勝地である荒崎の海岸、県指定天然記念物および名勝である天神島をはじめ、前田川などの河川、大楠山や武山の丘陵地などを有する自然ゆたかな地域で、本市で最も多く農地が存在します。

交通面に関しては、鉄道が通っておらず利用できる公共交通機関が少ないことから、自動車の利用に頼る状況です。また、三浦市とのごみ処理の広域化に伴い、2020 年（令和2年）から横須賀ごみ処理施設（エコミル）が稼働しています。

◆課題と取り組みの必要性

国道 134 号の交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められるほか、みどりをはじめとしたゆたかな自然環境の保全と活用を進めることや、地域特性を活かした環境教育・環境学習の場としていくことが求められます。また、グリーンインフラや流域治水の考え方による自然災害への対応が求められます。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 里山環境の保全、活用を通じたゆたかな自然環境の保全が求められます
- 農地や樹林地の適切な保全が求められます
- 藻場の再生を通じたブルーカーボン事業の推進が求められます
- 丘陵地や河川における自然災害への対応が求められます
- 生活排水処理の推進が求められます
- 交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められます
- 海洋プラスチックごみ対策に関する取り組みの促進が求められます

⑤地域課題まとめ

① 自然環境・みどり

北地域
・自然とふれあうことのできる場の創出・活用
【鷹取山、田浦梅の里、深浦湾周辺など】

東地域
・自然とふれあうことのできる場の創出・活用
【平和中央公園、ヴェルニー公園、馬堀自然教育園、猿島公園など】

西地域
・里山的環境の保全
【沢山池の里山】
・農地や樹林地の適切な保全
・自然とふれあうことのできる場の創出・活用
【長井海の手公園、沢山池の里山、大楠山など】

南地域
・自然とふれあうことのできる場の創出・活用
・海岸部の保全、生物多様性の保全の推進
【野比海岸、観音崎公園、野比かがみ田谷戸など】
・歴史的・文化的遺産の活用・保存・継承
【浦賀・久里浜・観音崎周辺など】

② 温暖化対策・気候変動

北地域
・工場など企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減
・谷戸や斜面緑地における自然災害への対応
【田浦緑地など】
・緑化の推進によるヒートアイランド対策の推進
・交通流の改善と温室効果ガス排出量の削減
【国道 16 号】

東地域
・家庭、事業所の省エネルギーの促進【住宅・市街地】
・谷戸や斜面緑地における自然災害への対応
【浦賀湾周辺の斜面緑地】
・緑化の推進によるヒートアイランド対策の推進
・交通流の改善と温室効果ガス排出量の削減
【駅周辺、国道 16 号、横浜横須賀道路など】

西地域
・丘陵地や河川における自然災害への対応
・ブルーカーボン事業の推進【長井、大楠など】
・交通流の改善と温室効果ガス排出量の削減【国道 134 号】

南地域
・企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減、省エネルギーの推進
・谷戸や浸水想定区域における自然災害への対応
・横須賀火力発電所の稼働に伴う影響の状況把握

③ 循環型社会・廃棄物

北地域
・リサイクルプラザ(アイクル)の安定的な稼働
・海洋プラスチックごみ対策の推進、不法投棄の防止

東地域
・海洋プラスチックごみ対策の促進、不法投棄の防止
・まちの美化に関する取り組み

西地域
・海洋プラスチックごみ対策の促進、不法投棄の防止
・横須賀ごみ処理施設(エコミル)の安定的な稼働

南地域
・海洋プラスチックごみ対策の促進
・不法投棄の防止

④ 生活環境

北地域
・工場、事業場における排出基準等の遵守
・自動車排気ガスや騒音の低減
【駅周辺・国道 16 号など】

東地域
・工場、事業場における排出基準等の遵守
・自動車排気ガスや騒音の低減
【駅周辺、国道 16 号、横浜横須賀道路など】

西地域
・工場、事業場における排出基準等の遵守
・生活排水処理の推進【下水道事業計画区域外】
・自動車排気ガスや騒音の低減【国道 134 号など】

南地域
・工場、事業場における排出基準等の遵守
・自動車排気ガスや騒音の低減
・横須賀火力発電所の稼働に伴う影響の状況把握

2 横須賀市を取り巻く環境の変化

(1)自然環境・みどり

2017 年(平成 29 年)に「都市緑地法」が改正され、市民緑地認定制度が設けられたほか、これまで位置づけが不明確であった農地が緑地の定義に位置付けられました。

公園の管理方針についても「緑の基本計画」の法定記載事項となるなど、関連法令が改正されたことに加え、2019 年(令和元年)に「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、気候変動への対応や自然との共生などを背景として、みどりの保全・創出にあたり、社会が抱える課題を自然環境の機能を活かして改善するグリーンインフラの導入が推進されています。

また、生物多様性の確保に向けた取り組みとして、2008 年(平成 20 年)に成立した「生物多様性基本法」では、地方公共団体の努力義務として「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」(生物多様性地域戦略)を定めることが示されるなど、新たな視点が求められています。

本市においては「都市緑地法」第4条および「みどりの基本条例」第9条に基づき、緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画として 1997 年(平成9年)に「横須賀市緑の基本計画」を策定し、その後は、必要に応じて計画の見直しや改定を行い、施策を推進してきました(現行は「横須賀市みどりの基本計画」2016 年(平成 28 年)3月策定)。

これまでみどりに関する取り組みの基礎資料とするために、みどりの量と位置を把握する緑被率調査を定期的に実施するほか、都市公園の整備をはじめとした施策を推進したことにより、公園面積は増加しており、人口減少の影響もあるものの、市民一人あたりの公園面積は県内で2番目に多い結果となっています。

今後は「都市公園の整備・管理の方針」(2022 年(令和4年)3月策定)に基づき、戦略的な公園マネジメントが求められるほか、生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を進め、「みどりの基本計画」における記載内容を整理したうえで、地域の実情に合わせた取り組みを推進することが必要となります。

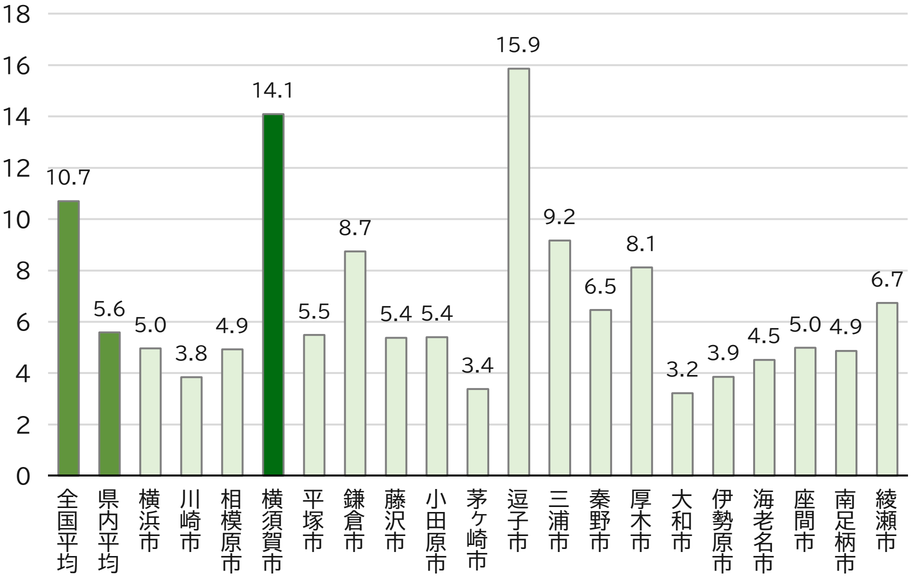

図 2-15 神奈川県内の市の一人当たりの都市公園面積(㎡／人)
出典:神奈川県内市町村別都市公園整備状況(令和元年度(2019 年度)末現在)
国土交通省都道府県別一人当たり都市公園等整備状況(令和元年度(2019 年度)末現在)

（2）温暖化対策・気候変動

1998 年（平成 10 年）10 月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市では既存の「横須賀市地球温暖化対策実行計画」「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」および「横須賀市新エネルギービジョン」を統合し、地球温暖化対策の総合計画として 2011 年（平成 23 年）3月に「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」を策定しました。

その後、2011 年（平成 23 年）3月 11 日に発生した東日本大震災や震災に伴う国の温室効果ガス排出量の削減目標の決定を受け、中間年にあたる 2015 年度（平成 27 年度）には中間見直しを行い、市域における目標達成に向けた施策・取り組みを推進してきました。

国際的には、2015 年（平成 27 年）に開催された COP21 で「パリ協定」が採択され、温室効果ガス排出量の削減のための枠組みが示されたほか、国内においては、2018 年（平成 30 年）に「気候変動適応法」が施行されるなど、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みである緩和策に加え、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していく適応策についても法整備がなされました。

また、2020 年（令和2年）10 月には国の方針として、2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが表明されるなど、国内外において脱炭素化の流れが加速しています。

そうした背景を踏まえ、本市においても、2021 年（令和3年）1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年 10 月には「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定するなど、2050 年（令和 32 年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会への移行に向けて大きく舵を切ったことから、より効果的な情報発信により市民や事業者の取り組み促進を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの有効活用のための環境整備を推進することが求められます。

加えて、2023 年度（令和5年度）から横須賀火力発電所が稼働予定であることから、発電所の稼働に伴う温室効果ガス排出量については、事業者から情報を入手し、適切に把握・モニタリングすることが求められます。

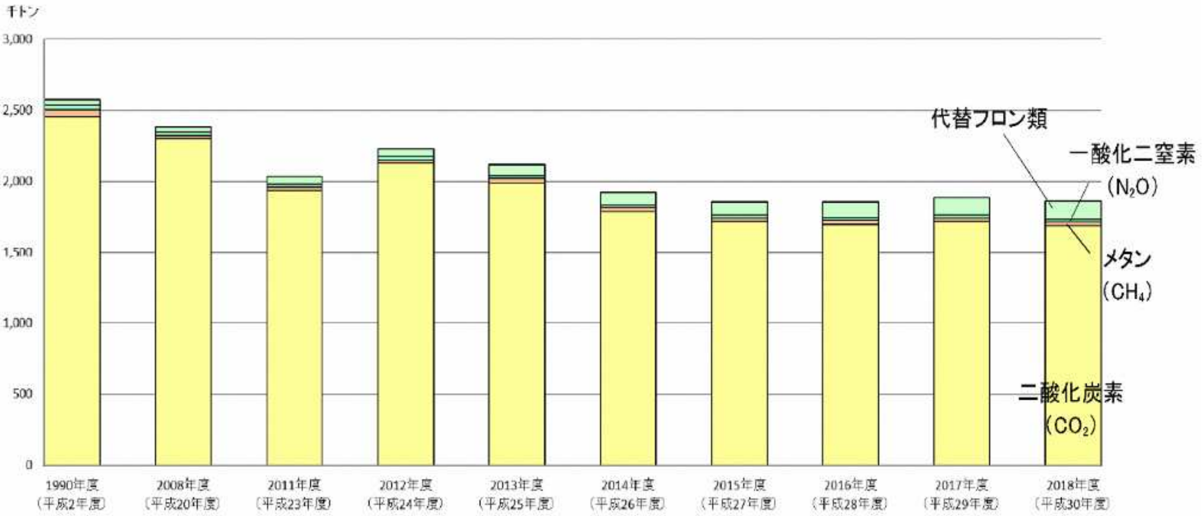

図 2-16 市域における種類別温室効果ガス排出量の推移
出典：低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）令和元年度年次報告書

(3)循環型社会・廃棄物

本市では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項および「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第6条の規定に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、必要に応じて計画の改定を行ってきました。

これまで「3R」をはじめとした、ごみの発生抑制、資源化の促進、ごみ減量化の普及啓発活動、市民・事業者・市民団体の活動支援などの施策を推進するとともに、新たなごみ処理施設(エコミル)を稼働するなど、ごみ処理の広域化による適切かつ効率的な処理体制を構築したことにより、本市のごみの排出量は 2001 年(平成 13 年)4月から減少に転じ、資源化率についても全国平均および県内平均を上回っています。

国際的にも、廃棄物に関する課題は広がりを見せており、SDGs の達成に向けた取り組みが進められている中で、海洋プラスチックごみをはじめとしたプラスチックごみによる環境汚染や、まだ食べられるのにもかかわらず、様々な理由で捨てられてしまう食品ロスが大きな課題となっています。

国においても、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を推進するとともに、プラスチックごみについては、2019 年(令和元年)5月に「3R+Renewable(再生可能資源への代替)」を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、食品ロスの削減については「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に加え、同年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)を施行するなどし、これらの課題に対応しています。

本市においても、これまでの取り組みに加え、国内外の新たな課題に対応するため、2020 年(令和2年)9月に「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進するとともに、食品ロスなどの問題にも対応を進めています。

今後も、経済活動や生活様式によるごみの質の変化に対応し、ごみ削減に向けた取り組みの継続および一層の強化を図る必要があります。

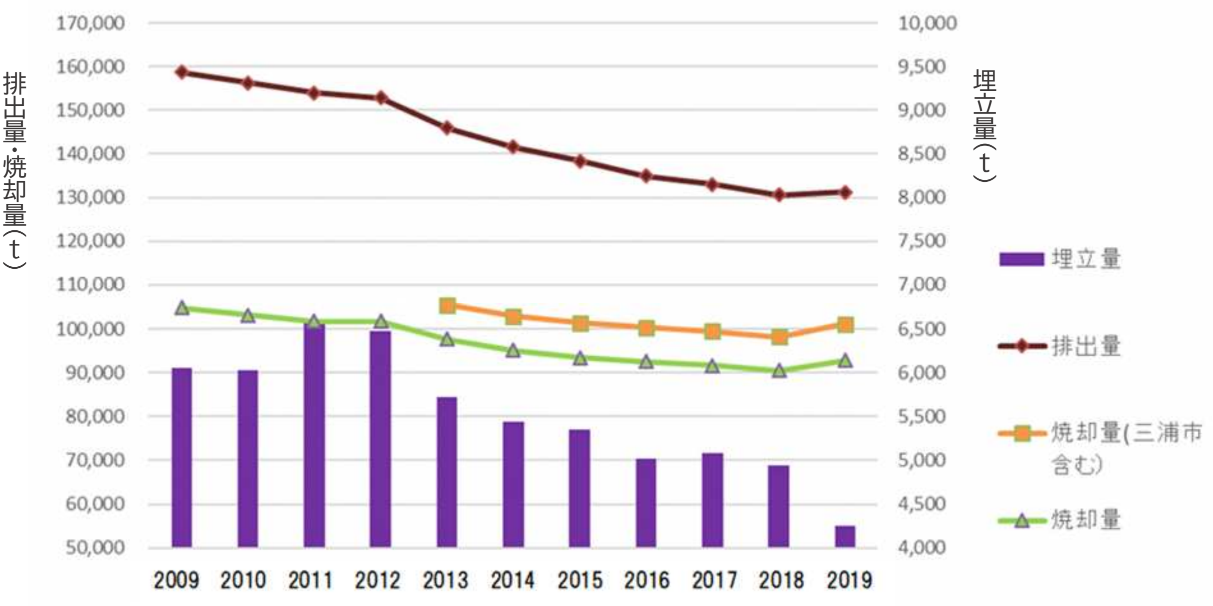

図 2-17 ごみ排出量などの推移

（4）生活環境

国においては、高度経済成長期に各地で公害問題が発生したことを契機に法整備が進められ、現在の「環境基本法」にも内容の多くが引き継がれています。「環境基本法」第 16 条では「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定し、人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が設けられています。

本市においても、快適に暮らすことのできるまちを目指し、大気環境や水環境などの状況を測定するとともに保全・改善に取り組み、良好な生活環境を維持してきました。

大気環境の状況については、市内の大気汚染状況を把握するため、住宅地などを対象とした一般環境大気測定局および道路沿道を対象とした自動車排出ガス測定局において大気環境を測定するとともに、工場・事業場に対して立入検査・指導を行い、大気汚染の低減に努めています。

また、水環境についても長期的な改善傾向がみられ、「生活排水処理基本計画」に基づく取り組みや公共下水道の整備をはじめとした取り組みを進めたことにより良好な状態を保っています。

今後は、2023 年度（令和5年度）に予定されている横須賀火力発電所の稼働に伴う大気環境や水環境への影響についても状況把握に努め、事業者と連携・協力しながら可能な限り環境への負荷を低減する取り組みを進めていくことが求められます。

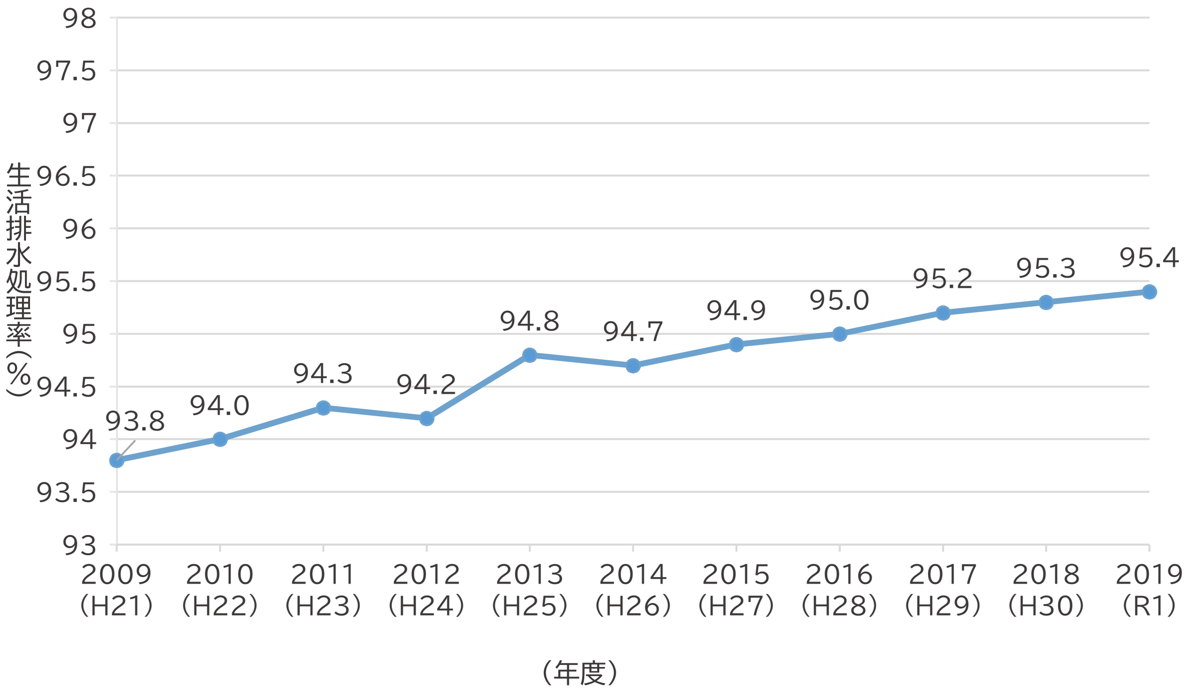

図 2-18 生活排水処理率の推移

（5）環境教育・環境学習

現代の環境、経済、社会面における様々な問題の解決のためには、あらゆる面で環境へ配慮することが求められるとともに、一人一人が環境への関心をもち「自分ごと」として考え、行動することが大切です。

「持続可能な開発のための教育」（以下「ESD」という）は、2002 年（平成 14 年）の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）において、国が提唱した考えであり、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（2005 年（平成 17 年）から 2014 年（平成 26 年））や、その後継プログラムである「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015 年（平成 27 年）から 2019 年（令和元年））、2019 年（令和元年）11 月の第 40 回ユネスコ総会で採択、同年 12 月の第 74 回国連総会で承認された、2020 年から 2030 年における ESD の国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」に基づき、国際的に取り組まれてきました。

また、ESD は持続可能な社会の創り手を育む教育として SDGs のターゲットの 1 つに位置付けられているだけでなく、SDGs が掲げる 17 全ての目標（ゴール）の実現に寄与し、持続可能な社会の達成に向け不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

国においては、2003 年（平成 15 年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、その改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）が 2012 年（平成 24 年）に完全施行され、体験の機会の場の認定制度や、行政および市民団体等による協働を推進するための協定制度などが導入されました。また、学習指導要領においても環境に関する内容の充実が図られるなど、環境教育・環境学習は重要性を増しています。

本市は、2008 年（平成 20 年）に「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を策定し、「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」を掲げて、環境教育・環境学習を推進してきましたが、指導者の高齢化など、担い手不足が課題となっていることから、さらなる取り組みの拡大・充実のために、環境活動を指導・牽引できるリーダーの養成・育成について早急に取り組むことや、市民・事業者・市民団体や研究機関等との連携・協働による取り組みを推進していくことが求められます。

図 2-19

出典：日本ユネスコ国内委員会「持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引」（令和 3 年 5 月改訂版）

1 計画でめざす環境像

人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか

(1)環境像とは

環境像は、環境に関するさまざまな課題の解決に向け、「環境基本計画」が目指す本市の環境の姿を平易かつ端的な言葉で表したものです。

また、本計画は、「環境基本条例」の基本理念である「現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀の実現」を具体化するとともに、上位計画である「YOKOSUKA ビジョン2030」(横須賀市基本構想・基本計画)や市民アンケートをはじめとした市民意見、国内外における環境政策の動向などを踏まえ、上記のとおり、本計画において目指す環境像を設定しました。

(2)環境像の考え方

私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われた産業や文化を育みながら、より便利でゆたかな生活を求めてきました。しかし、利便性や物質的なゆたかさを追求し、産業をはじめとした経済社会活動や日常生活において限りある資源やエネルギーを消費し続けたことにより、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が顕在化しています。

これらの問題は、単一的なものではなく、環境的側面・経済的側面・社会的側面が複雑に関わりあっていることから、経済社会活動の基盤は自然資本(環境)であることを再認識し、あらゆる側面において、環境面へ配慮することが求められています。

また、私たちの生活は、生活の基盤となるきれいな空気や水、ゆたかなみどり、水辺環境など、様々な自然環境の恩恵を受けることで支えられています。しかしその一方で、自然は時として大規模な自然災害により人命や財産を奪うなど、私たちの生活に多大な被害をもたらすことがあります。

こうしたことから、私たちは、あらゆる面で環境へ配慮することに加え、自然のもたらす恵みを損なうことなく将来世代へ引き継ぎ、自然の持つ脅威にも適応していくことが求められます。

本計画では、脱炭素社会への移行、循環型社会の構築、自然環境や生活環境の保全・改善をはじめとした取り組みを推進し、一人一人が「自分ごと」として身近な環境の現状や変化に関心を持ち、先人から受け継いだ恵みゆたかな環境を損なうことなく、将来世代へ引き継ぐことのできる「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」の実現を目指します。

2 計画の基本目標

環境像の達成に向けた取り組みを進めるうえでの目標として、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1：人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵のみどりや良好な水辺環境が残るなど、首都圏にありながら恵まれた自然環境を有しています。これらの自然環境は、多様な生物の生活空間となるだけでなく、本市の特徴ある景観を作り出し、私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらす「市民共有の財産」です。

生物多様性に配慮した自然環境の保全と創出により、身近に自然とふれあうことができる環境やみどりのネットワークを形成するとともに、自然環境が有する多様な機能を活用した施策の推進を目指します。

また、市民生活に関わりの深い都市公園などの維持管理および利活用を推進し、人と自然が共生したゆたかな環境に親しめるまちを目指します。

基本目標2：気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

「パリ協定」の採択を機に、国内外における地球温暖化対策の取り組みがこれまで以上に加速しています。

温室効果ガス排出量の削減のための取り組み（緩和策）では、再生可能エネルギーの導入・活用の促進と省エネルギーの推進により効率的にエネルギーを活用し、エネルギーの地産地消を目指します。

また、気候変動に適応する取り組み（適応策）では、既に起こりつつある気候変動による影響に対して、健康、産業、災害などの幅広い視点から回避・軽減を図り、脱炭素社会への移行を目指します。

基本目標3：身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

限りある資源の有効活用と廃棄物の増大を防ぐために、ごみの減量化・資源化の啓発を行うなど取り組みを進めるとともに、新たな問題である食品ロスや海洋プラスチックごみへの対応を進めます。

また、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成し、身近なところから生活を見直すとともに、一人一人が廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することができる環境への負荷を低減した循環型社会の構築を目指します。

基本目標4：安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします

生活の基盤となる大気や水環境などの生活環境の悪化を未然に防ぎ、良好に維持するための取り組みとして、大気環境や水環境の状況を測定するなど、法令に基づく検査・指導を行います。

また、公共下水道の整備をはじめとした生活排水の適正処理を進め、安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちを目指します。

基本目標5：環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

あらゆる人が参加できる環境教育・環境学習の機会や場づくりを推進し、積極的に情報提供を行うことで、環境への興味・関心を高める取り組みを推進します。

環境に配慮する意識を醸成し、一人一人が「自分ごと」として考え、行動できる人づくりを進めるとともに、各主体との連携・協働により、一体となって環境保全に取り組む土壌を形成することで、環境にやさしい次世代の社会を担う人材を育むことを目指します。

３ 計画で目指すよこすかの将来イメージ

脱炭素社会への移行に向け、更なる省エネルギーの推進と再生可能エネルギーや電気自動車をはじめとする次世代自動車が普及しています。
また、気候変動による影響に適応したまちが形成されています。

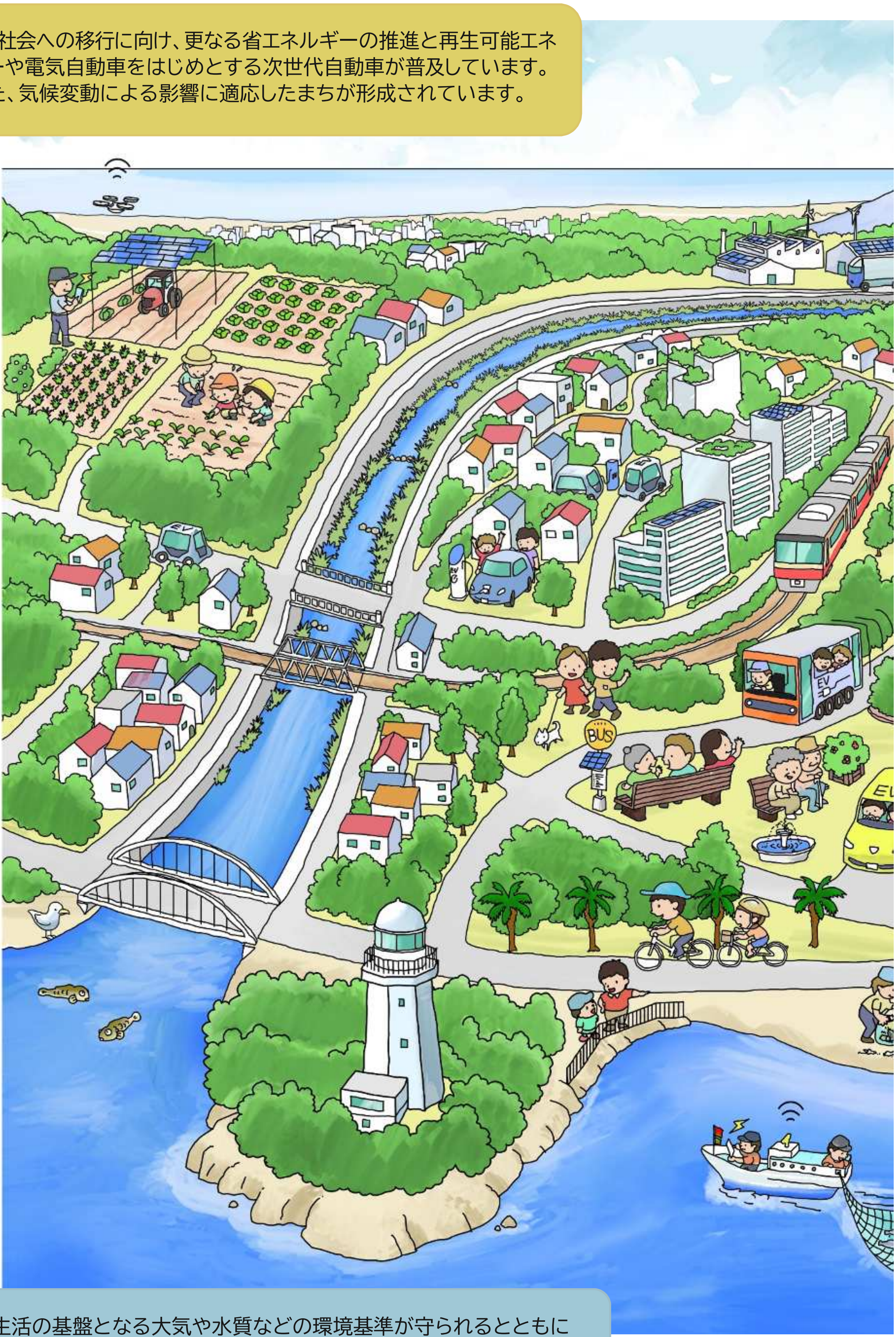

生活の基盤となる大気や水質などの環境基準が守られるとともに
生活排水の処理が進み、安心で快適な生活環境が維持されています。

自然環境の保全と適切な維持管理がなされ、生物多様性に配慮した環境が維持されています。また、都市公園や身近に自然とふれあう環境が形成されています。

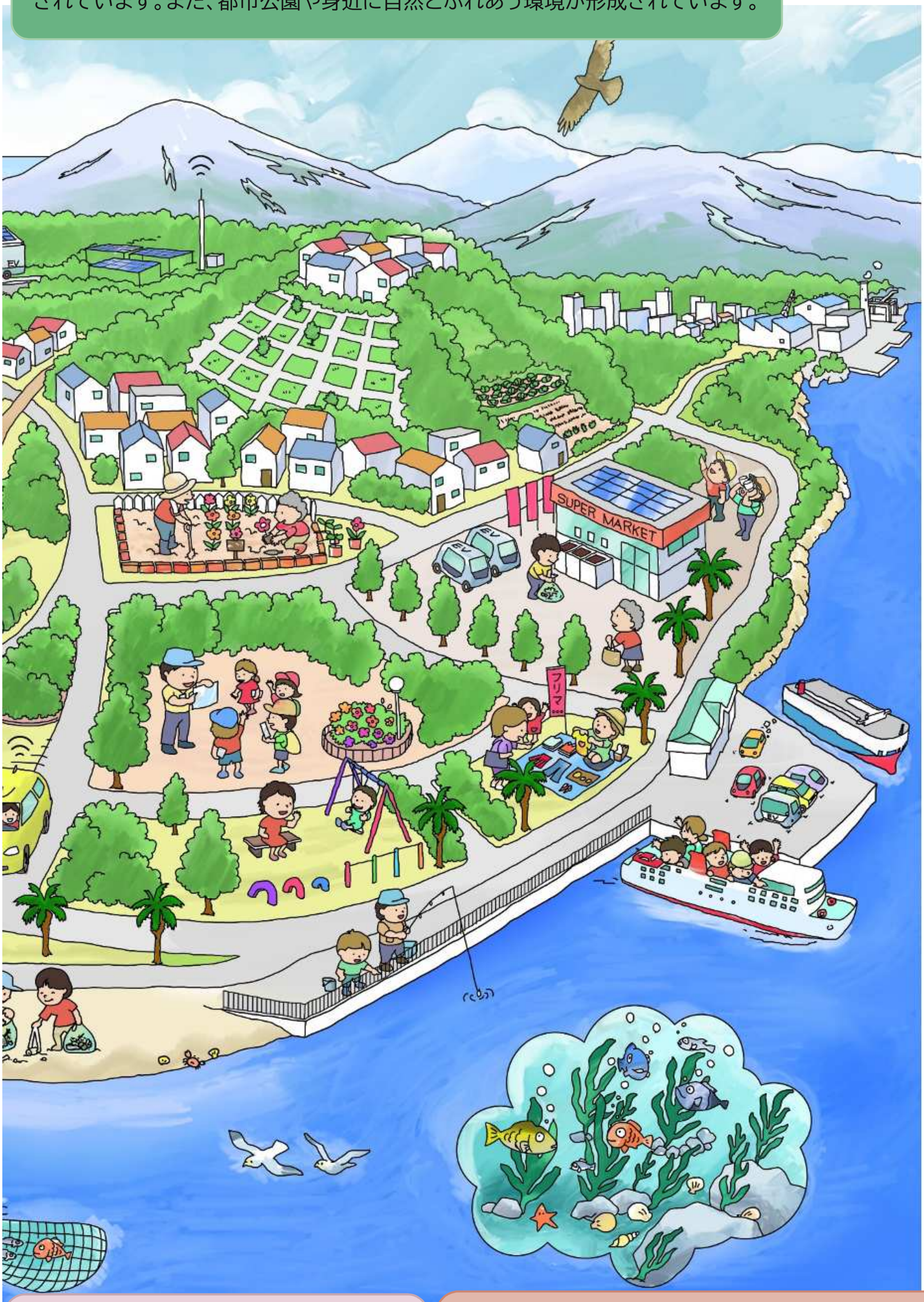

環境教育・環境学習の推進により、一人一人が環境についての興味・関心をもち、一体となって環境保全に取り組んでいます。

「3R+1」の取り組みが浸透し、ごみの減量や適正処理が推進されています。
また、海洋プラスチックごみ対策の取り組みが浸透しています。

第4章　基本目標の実現に向けた施策の展開

1　計画の体系図

【環境像】	【基本目標】	【施策の柱】
人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち　よこすか	基本目標 1 人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします	Ⅰ　みどりの保全・創出と活用
		Ⅱ　水辺環境の保全・創出と活用
		Ⅲ　生物多様性の保全・再生と活用
		Ⅳ　自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用
	基本目標 2 気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします	Ⅰ　再生可能エネルギーの導入・活用の促進
		Ⅱ　省エネルギーの推進
		Ⅲ　脱炭素型のまちづくり
		Ⅳ　気候変動への適応
	基本目標 3 身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします	Ⅰ　ごみの減量化・資源化の推進
		Ⅱ　ごみの適正処理の推進
	基本目標 4 安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします	Ⅰ　大気環境の保全・改善
		Ⅱ　水・土壌環境の保全・改善
		Ⅲ　その他生活環境の保全・改善
	基本目標 5 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします	Ⅰ　環境教育・環境学習の推進体制づくり
		Ⅱ　環境教育・環境学習の機会の充実

【施策の方向】

- みどりの保全を推進します
- みどりの創出を推進します
- みどりとのふれあいを推進します

- 河川環境の保全・創出を推進します
- 海域環境の保全・創出を推進します
- 水とのふれあいを推進します

- 生物多様性保全にかかる基本的戦略を策定します
- 多様な生物が生育できる地域環境を保全・創出します
- 外来生物対策を推進します

- 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します
- 良好な風致の維持と保全を推進します
- 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

- 再生可能エネルギーの導入を促進します
- エネルギーの地産地消を推進します

- 家庭における省エネルギーを推進します
- 事業所における省エネルギーを推進します

- 拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します
- 温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します
- ヒートアイランド対策を推進します

- 自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます
- 市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます

- 3R＋1の取り組みを推進します
- 環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します
- 分別・排出のルールづくりを推進します
- 市民・事業者の活動を支援します

- 一般廃棄物の適正な排出を推進します
- 事業系ごみの適正な排出を推進します
- 効率的なごみ処理を推進します

- 大気環境の測定による状況把握に努めます
- 大気汚染を未然防止するための指導をします

- 水環境の測定による状況把握に努めます
- 水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします
- 生活排水の適正処理を推進します

- 騒音・振動の状況把握に努めます
- 騒音・振動・悪臭などによる公害防止のための指導をします
- 化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます

- 自ら行動する人をはぐくみます
- 各主体間の連携・協働を推進します

- あらゆる人が参加できる機会・場づくりを推進します
- 情報提供・普及啓発を推進します

リーディングプロジェクト

基本目標1

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

(1)基本目標でめざす姿と指標

①基本目標でめざす姿

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵地にみどりが残るなど、首都圏にありながら水辺やみどりの自然環境に恵まれたまちです。これらの自然環境は、私たちのゆたかな生活を支えている多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるだけでなく、人々が身近に自然と親しむことのできる場として本市特有の景観を作り出しており、個性ある都市イメージを形成しています。

こうした自然環境を有する一方、自然災害のリスクを低減することが重要となることから、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う流域治水の考え方や、社会資本整備にあたり自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの考え方は、まちの防災・減災面においても重要な役割を担っています。

また、自然環境は、多様な生物が互いにつながりあい、作用することにより、バランスを保ちながら成り立っています。しかし、利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより生態系バランスが崩れ、多くの種が絶滅の危機にさらされており、結果として、自然から様々な恩恵を受けている私たちの生活にも影響が表れるなど、生物多様性の確保は世界的な課題となっています。

こうした背景から、自然環境は「市民共有の財産」であるという意識を持ち、開発や人の管理が行き届かなくなったことによる自然の質の変化や外来生物による影響を認識するとともに、生物多様性に配慮しながら自然環境を適切に保全・創出・活用することが求められます。

また、身近に自然とふれあうことができる場としてだけでなく、災害時には地域の避難拠点になるなど、市民生活に関わりの深い都市公園や緑地などのオープンスペースについても、整備・管理が進められた姿を目指します。

②施策の体系

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします	
施策の柱Ⅰ **みどりの保全・創出と活用**	施策の柱Ⅱ **水辺環境の保全・創出と活用**
施策の柱Ⅲ **生物多様性の保全・再生と活用**	施策の柱Ⅳ **自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用**

③基本目標達成の目安となる指標

2029 年度(令和 11 年度)指標
みどりの保全・創出と活用 • 緑被率(みどりの総量)の維持・向上をめざします:**54.5%** • 近郊緑地保全区域を維持します:**1,012ha**
自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用 • 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします:**571ha**

図 4-1 立石公園

図 4-2 沢山池の里山

図 4-3 谷戸と斜面緑地が近接した市街地

図 4-4 前田川

（2）施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ　みどりの保全・創出と活用

ⅰ これまでの取り組みと課題

本市には、首都圏における貴重な生態系の核となる丘陵のみどりや、斜面緑地、谷戸、里山的環境、生産緑地、市街地のみどりなど、多様なみどりが存在しています。これらのみどりは多様な機能を有しており、二酸化炭素の吸収源や多様な生物の生息・生育・繁殖の場、人々が身近に自然と親しむことのできる場となるほか、本市特有の景観を形成するなど重要な役割を果たしています。

これまで、市域のみどりを保全するための取り組みとして、どの場所にどれだけのみどりがあるか把握する緑被率調査を実施するほか、長坂地区などにおいて、樹林地管理や復田をはじめとした里山的環境保全・活用事業を推進してきました。

また、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの概念がまちづくりへ導入されつつあり、緑化による気温上昇の抑制や雨水の貯留・浸透施設による防災・減災効果などが期待され、地域の課題解決のために自然の持つ機能を積極的に活用することが重要となります。

今後も、みどりの保全・創出に取り組むとともに、みどりとふれあうことのできる拠点を充実させ、自然の機能を活用した都市づくりに取り組んでいくことが求められます。

図 4-5　まとまりあるみどりによる区分
出典：横須賀市みどりの基本計画

ii 施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　みどりの保全を推進します

本市には、三浦半島の骨格を形成する丘陵のまとまりのあるみどりや、生産緑地、市街地のみどりなど、多様なみどりが存在し、みどりを身近に感じることができます。

これらのみどりの量を維持・向上させるために、緑被率調査などによる現状把握に努めるとともに、各種法令や制度を活用したみどりの保全を推進します。

また、短時間強雨や台風の大型化の影響による被害を防ぐために、樹林地などにおいては安全面を考慮する必要があることから、みどりの量だけでなく、その機能や役割を発揮させることにより得られる効果である「質」を高める取り組みを推進します。

イ　みどりの創出を推進します

市街地のみどりは、ヒートアイランド現象を緩和する機能を持つほか、都市に潤いを与え、都市の魅力を向上させる機能を担っていますが、本市の市街地におけるみどりは、斜面緑地がその多くを占めており、市街地のみどりが少ないことから、今後も積極的な緑化を推進します。

緑化の推進にあたっては、既存の施設および緑化重点地区の指定を行うなど、各種制度を活用し、市民・事業者の緑化を支援および民有地の緑化を推進します。

また、市が管理する公共施設についても積極的に緑化を推進します。

ウ　みどりとのふれあいを推進します

多様な機能を持つみどりは、人々の心にやすらぎをもたらすほか、まちの防災や人々の健康面に寄与するなど私たちの生活に大きく関わっています。

地域の人々のコミュニケーションの場となる公園や緑地、親水空間など身近な公共施設の整備を進め、みどりを身近に感じることのできる憩いの空間として活用するほか、自然環境をフィールドとしたエコツアーや里山的環境の保全・再生の取り組みなどを通じ、地域資源であるみどりと身近にふれあうことのできる拠点の充実を図り、人々とみどりとのふれあいを推進します。

iii 市民・事業者ができること（例）

- 民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理に努めましょう。
- 里山的環境を保全・再生し活用する活動に参加しましょう。
- 「民有地緑化支援制度」などを活用し、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上を緑化しましょう。

ⅰ これまでの取り組みと課題

本市は、三方を海に囲まれ自然海岸が多く残るほか、23 水系、37 の河川が流れるなど、水辺環境にも恵まれており、みどりとともに魅力ある自然環境を形成しています。

特に海域環境においては、猿島、荒崎、天神島周辺や秋谷などの自然海岸があるほか、JR 横須賀駅から観音崎までをつなぐ「うみかぜの路」（10,000 メートルプロムナード）など、私たちが身近に水辺環境とふれあうことのできる環境が整備されており、海に面した本市特有の景観を形成しています。また、美しい景観を作り出すこれらの水辺環境は、観光資源となるほか、生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たしており、今後も本市を代表する自然環境として、みどりとともに保全することが求められます。

これまで自然環境に配慮したハード面の整備や協働による美化活動を推進するほか、第2期計画のリーディングプロジェクトにおいて、「よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト」として砂浜の侵食対策や浅海域の保全・再生事業を行うなど、水辺環境の保全・創出を進めてきました。

河川については、気候変動に伴う水害への対応や水循環の健全化といった観点から、自然環境が持つ機能を活かしたグリーンインフラと流域治水の考え方が重要となります。

また、海域については、海岸の減少や砂浜の侵食が進んでいることや、東京湾側における赤潮の発生、磯焼けによる漁業への影響が深刻な地域もあることから、浅海域の環境再生を通じた水質の改善が求められるなど、継続して取り組みを推進する必要があります。

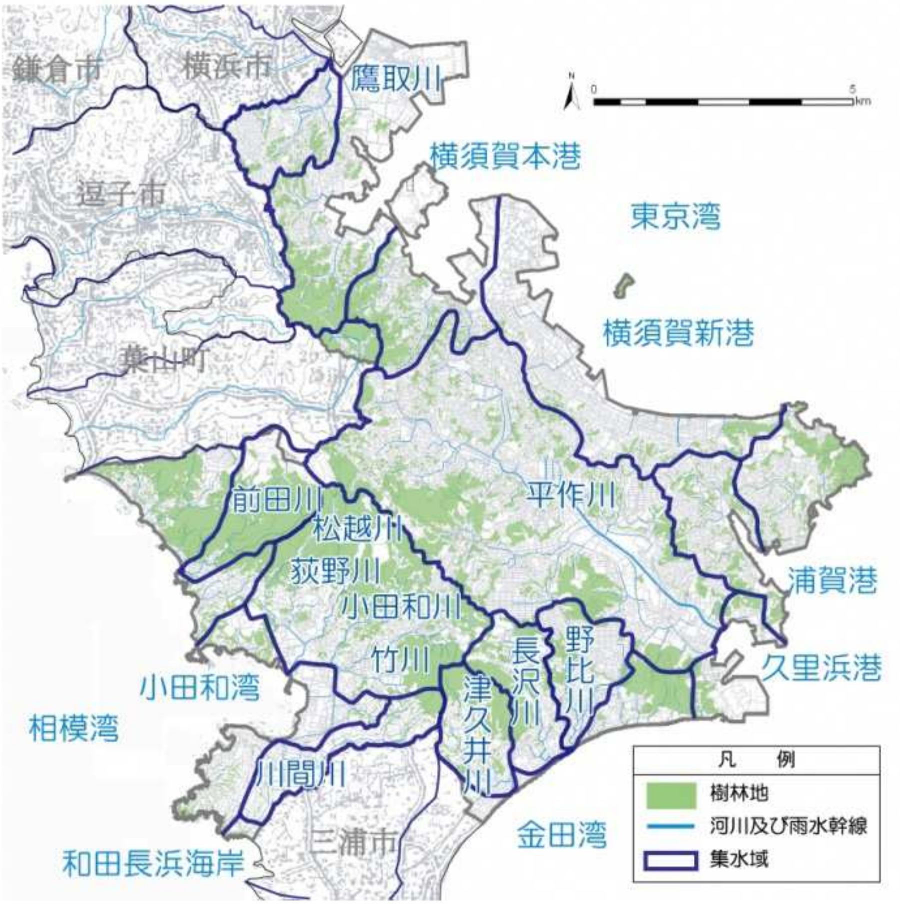

図 4-6　流域・集水域区分図
出典：横須賀市みどりの基本計画

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア 河川環境の保全・創出を推進します

市内を流れる河川や上流部のみどりなどが一体となった自然環境は、生物の生息・生育・繁殖環境としての機能のほか、治水機能など防災面に寄与する機能を有しています。

こうしたことから、河川を単独のものとして捉えるのではなく、周辺環境を踏まえ流域単位で河川環境を捉え、自然の有する特性やメカニズムを活用した整備の推進を検討します。

また、市民、事業者、市民団体、市の協働による美化活動を行うなど、維持管理を推進し、河川環境の保全・創出を進めます。

イ 海域環境の保全・創出を推進します

本市は三方を海に囲まれ、猿島、荒崎、天神島周辺や秋谷などの自然海岸は特徴ある海岸景観を創出しています。また、海域においては、漁業や船舶の航行、レクリエーションの場としての利活用がなされており、海は本市に欠かせない環境資源となっています。

今後も、海岸景観を考慮した海岸の侵食対策や高潮対策に取り組み、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるとともに、干潟や藻場などの浅海域をはじめとした海域環境を保全・創出し、生態系を保全する取り組みを推進します。

また、市民、事業者、市民団体、市の協働により海岸の美化活動を行うなど、多様な魅力と可能性を持った海洋環境の魅力を向上させるとともに、環境再生に寄与する取り組みを進めます。

ウ 水とのふれあいを推進します

私たちの暮らしにやすらぎと潤いを与え、賑わいを創出する観光資源としても活用される水辺環境は、本市特有の景観を形成する要素の一つです。

こうした水辺環境にふれあうことのできる場として、親水空間や水辺環境の整備を推進するとともに、レクリエーションや環境教育・環境学習などの自然体験の場としての活用を進め、環境資源である水辺環境に親しみ、水辺環境保全の意識向上を図ります。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 河川や海岸の美化活動に積極的に参加しましょう。
- 市内の親水空間などの施設を利用し、水環境に対する関心を高めましょう。
- 浄化槽は、定期的に清掃・保守点検・法定検査を受けましょう。

ｉこれまでの取り組みと課題

三浦半島の中央に位置する本市は、コンパクトな範囲に多様な自然環境が存在し、それぞれの環境に応じた植物や昆虫、水生生物、野鳥など特徴ある生き物を見ることができます。

これらの多様な生物の生息状況や課題を把握するために、博物館や自然環境活動団体と協力した自然環境調査を実施し、ゆたかな自然と親しむためのガイドブックの作成や、生物多様性の確保に関する地域の取り組みの検討する際の基礎資料として活用するなど、取り組みを進めてきました。

また、生物多様性を確保するうえで重要となる里地里山について、本市では、現在もしくは過去に水田や雑木林などが存在し、それらの要素が人々の生活にとって身近な自然環境となっている地域を「里山的環境」とし、市民、事業者、市の連携により再生し、保全・活用事業を推進してきました。里山的環境が有する水田や雑木林などの手入れを継続的に行うことで、生物多様性を確保するとともに、身近な自然にふれあうことのできる場と機会を創出しています。

一方で、かつて三浦半島には生息していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、生態系への影響や生活被害を及ぼしていることから、特定の生物だけが突出して優位性を持つことなく、バランスを保てるよう「アライグマ」や「クリハラリス（タイワンリス）」などの特定外来生物の排除を行ってきました。

今後もゆたかな生物多様性がもたらす生態系サービスに関する理解や生態系保全の重要性に対する認識を深める取り組みを推進するとともに、取り組みを継続して行うための体制づくりが求められます。

また、外来生物の動向に注意を払い、生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図ることが求められます。

図 4-7　沢山池の里山（はざかけのようす）

図 4-8　沢山池の里山（田植えのようす）

図 4-9　クリハラリス（タイワンリス）
写真提供：NPO 法人三浦半島生物多様性保全

図 4-10　アライグマ
写真提供：関西野生生物研究所

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　生物多様性保全にかかる基本的戦略を策定します

生物多様性の状況は地域固有であることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めるためには、それぞれの地域特性に応じた地域戦略を策定することが求められます。

「横須賀市みどりの基本計画」（2016 年（平成 28 年）3月策定）では、本市の自然環境を中心としたみどりの保全・活用・創出に向けた方針や取り組みを記載していますが、生物多様性保全の基本的指針となる「生物多様性地域戦略」についても、様々な施策を横断的・総合的に取りまとめる必要があります。

こうしたことから、自然や生物の関係性を考慮した将来像や基本的方針を明確にするとともに、効率的に取り組みを進めるため、「生物多様性地域戦略」と「横須賀市みどりの基本計画」の一体化を視野に入れた検討を進めます。

イ　多様な生物が生育できる地域環境を保全・創出します

生物多様性の確保のためには、様々なオープンスペースのみどりを保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保することが求められます。

これまで、生物多様性を確保するうえで重要となる里山的環境の保全を推進し、生物の生息場所を保全・再生するとともに、身近な自然にふれあう場として活用を進めてきました。

今後も地域の貴重な自然環境の変化に目を配り、里山的環境の保全・活用事業をはじめとした市民、事業者、市民団体と協働した取り組みを進めるとともに、後継者の育成など生物多様性の確保に関する取り組みを継続して行うための体制を整備します。

ウ　外来生物対策を推進します

近年、かつて三浦半島には生息していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、主に外来生物による生態系への影響や生活・農業被害が発生しています。

こうしたことから、被害の低減を図るため、今後も「アライグマ」や「クリハラリス（タイワンリス）」など哺乳類の特定外来生物の排除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしているオオキンケイギクなど植物の特定外来生物の排除についても必要に応じて検討します。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図ります。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 里山的環境を保全・再生し活用する活動や、横須賀エコツアーや自然観察会、自然体験会など身近な自然にふれあう機会に参加しましょう。
- 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につけ、ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。
- 地域固有の生態系を保全するため、本来その地域に生息しない動植物は持ち込まないようにしましょう。
- 自生する動植物はむやみに持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。

ⅰ これまでの取り組みと課題

本市はこれまで、一般に立ち入ることのできなかった旧軍施設（国有地）の多くが市に譲渡され、都市公園として整備を進めたほか、買取や寄付により市有地となった樹林地を都市公園として位置づけ、緑地保全事業を進めてきたことから、市民一人あたりの都市公園面積が増加しており、県内でも公園整備が進んでいます。

また、プロスポーツチームとの連携をはじめとした官民連携事業への取り組みや都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法であるPark-PFI事業を進めるなど、本市の活力と個性を支える公園の整備を推進してきました。

これらの公園やオープンスペースは、市民の憩いの場となるだけでなく、生物多様性の確保の拠点や災害時の避難場所となるなど多様な機能を有しており、地域資源として市民生活を支える基盤となっていることから、今後も安全に長期間使用できるよう適切な維持管理を行い、市民ニーズを踏まえた公園の整備・管理・利活用を進める必要があります。

また、公園やオープンスペースをはじめとした多様なみどりと水辺環境などの自然的景観に加え、市内には歴史的・文化的資産が数多く存在し、自然環境と一体となり、本市の特徴ある景観を形成しています。

これまでも歴史的・文化的資産の調査や維持管理を進めてきましたが、地域の自然や歴史・文化に根ざした景観や先人から受け継いだ文化財などの地域資源を守り、後世へ受け継ぐために、適切に保存していくことが求められます。

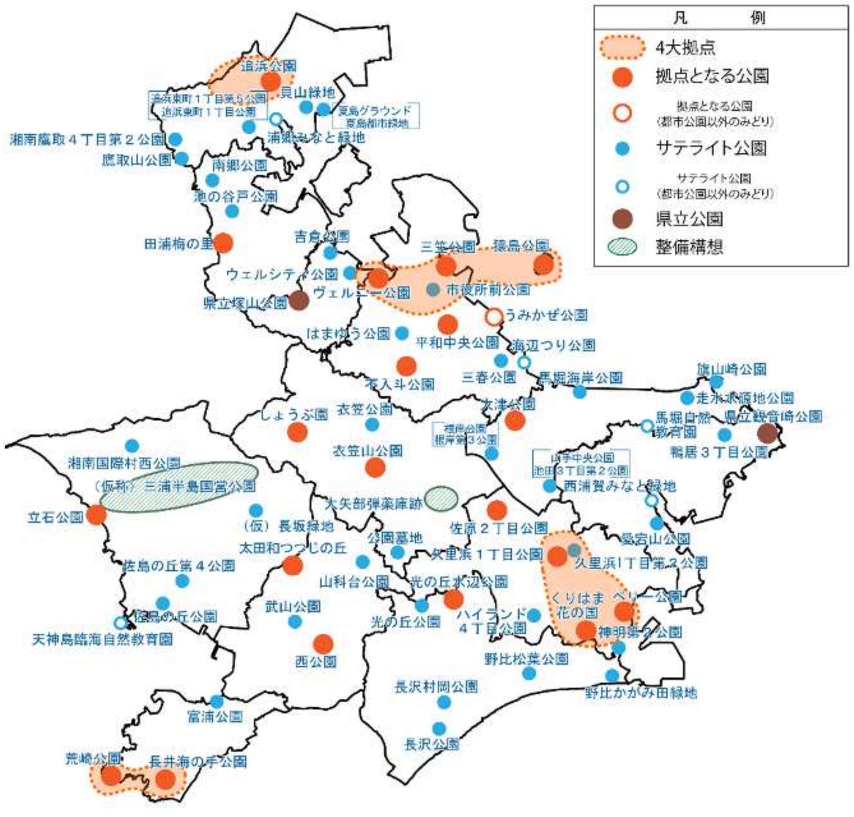

図 4-11　公園の将来像図
資料：横須賀市みどりの基本計画を一部修正

ii 施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します

公園や緑地は、市民の憩いの場や生物多様性の確保の拠点、災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっています。

また、まちの魅力や価値の向上に向けた視点からも、都市公園をより柔軟に使いこなし、多様な機能を都市、地域、市民のために発揮できるよう取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」(2022 年(令和4年)3月策定)に基づき、公園・緑地の特性を活かした整備や利活用を行い、地域コミュニティや地域の活性化につなげるとともに、災害時の拠点として安全に長期間において使用できるよう維持・管理を進めます。

イ　良好な風致の維持と保全を推進します

自然的要素に富んだ景観は、都市環境の保全を図るために重要であることから、本市の多様なみどりをはじめとした自然環境と一体となって形成される良好な風致におけるみどりのあり方について検討します。

また、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観およびそれと一体となった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める都市計画である風致地区について、風致地区制度の運用によって適切に維持するとともに保全を推進します。

ウ　地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

地域の自然や歴史・文化に根ざした資産は、自然環境とともに本市の文化的景観のシンボルとなっており、地域や市民の誇りとなるものです。

良好な景観形成の核となっている樹木を景観重要樹木として指定するほか、先人から受け継ぎ守ってきた本市の歴史・文化・自然に関する資産を将来へ継承していくため、文化遺産の保存とその魅力を発信する取り組みを支援し、資源の活用を図ります。

iii 市民・事業者ができること(例)

- 花のボランティア活動などの取り組みに積極的に参加しましょう
- 行政や市民団体などが実施する地域の自然環境の保全活動に参加しましょう。
- 身近な歴史的遺産、文化財の保護に協力しましょう。

基本目標２

気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

(1)基本目標でめざす姿と指標

①基本目標でめざす姿

　近年、地球温暖化を主な要因とした気候変動やそれに伴う自然災害の甚大化が世界的な課題となっています。2015 年(平成 27 年)に開催された COP21 において「パリ協定」が採択されたことや、2020 年(令和2年)10 月には、国の方針として 2050 年(令和 32 年)までに温室効果ガス排出量を全体として実質ゼロにすることが表明されたことにより、国内外における脱炭素化の流れが加速しています。

　本市においても脱炭素社会への移行を目指し、2021 年(令和3年)1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行うなど、地球温暖化に関する取り組みが重要となることから、温室効果ガス排出量を削減する緩和策の取り組みと、地球温暖化の影響で顕在化している、または将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の取り組みをより一層推進していくことが求められます。

　市域における温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーなどのカーボンフリー電力の導入・活用やエネルギーを効率よく使う省エネルギーの取り組みを進めるとともに、グリーンカーボンやブルーカーボンを活用した吸収源対策などの地域特性を活かした取り組みを進め、脱炭素型のまちづくりを目指す必要があります。

　併せて、ゆたかな自然環境や丘陵地が存在する本市の地形を踏まえ、気候変動がもたらす自然災害による被害を回避・軽減するための防災面の取り組みを進め、緩和策と適応策により地球温暖化対策を総合的に推進し、気候変動に適応した脱炭素社会へ移行するまちを目指します。

②施策の体系

気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

施策の柱Ⅰ **再生可能エネルギーの導入・活用の促進**	施策の柱Ⅱ **省エネルギーの推進**
施策の柱Ⅲ **脱炭素型のまちづくり**	施策の柱Ⅳ **気候変動への適応**

③基本目標達成の目安となる指標

2029 年度(令和 11 年度)指標
再生可能エネルギーの導入・活用の促進 • 公共施設における電気の再生可能エネルギー化を推進します:**50%**
省エネルギーの推進 • エネルギー消費量の削減をめざします:**2013 年度比 18%削減**
脱炭素型のまちづくり • 温室効果ガス排出量の削減をめざします:**2013 年度比 43%削減**

横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

現在、地球規模で進んでいる地球温暖化については、「パリ協定」の目標達成に向け、2020 年(令和 2 年)10 月に、国の方針として「2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」にすることを表明しました。

本市においても、脱炭素社会への移行に向けた取り組みを進めていく姿勢を表明するため、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

こうした背景から、本市では、「2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定するとともに、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和3年(2021 年)1月 29 日

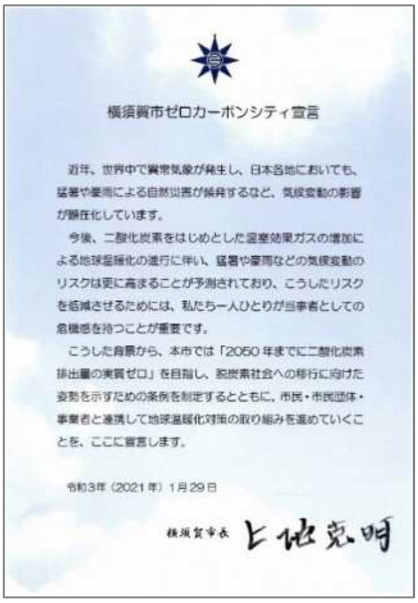
横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

こうした背景から、本市では「2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定するとともに、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和3年（2021 年）1月29日

横須賀市長 上地克明

(2)施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ　再生可能エネルギーの導入・活用の促進

ⅰこれまでの取り組みと課題

2018 年(平成 30 年)に策定された国の「エネルギー基本計画」においては、エネルギー政策の基本的視点として「安全性(Safety)」を前提に「エネルギーの安定供給(Energy Security)」、低コストでの電力供給を実現するための「経済効率性の向上(Economic Efficiency)」、温室効果ガス排出量など「環境への適合(Environment)」の「3E+S」を原則に掲げています。

特に、太陽光や風力といった非化石エネルギー源による再生可能エネルギーは、永続的に利用できることに加え、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから、重要なエネルギー源として注目されています。

これまで本市では、横須賀市地球温暖化対策地域協議会が実施する「よこすかエコポイント」事業への補助を通じて、一般家庭に対し太陽光発電システムをはじめとした環境負荷の少ない機器等の設置を促進するなど、再生可能エネルギーの普及啓発および導入促進を行ってきました。

今後は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下「FIT」という)による売電単価が下がり、制度適用が終了することに伴い、電力の自家消費や蓄電に移行していくことが考えられることから、再生可能エネルギー設備の導入促進を図るとともに、自家消費のための支援が必要となります。

環境への配慮を前提として、再生可能エネルギーを誰もが利用できる環境を整えるとともに、自立分散型電源システムを構築し、地域内で生産された燃料や発電された電力を使用することで、地域内で経済循環が発生するエネルギーの地産地消の実現に取り組むことが求められます。

また、市施設においても積極的な再生可能エネルギーの導入・活用が求められます。

なお、一定規模を超える太陽光発電システムを導入する際には、緑被率への影響、土砂災害への影響、景観への影響などを検討したうえで導入することが求められます。

図 4-12　太陽光発電設備のようす(大矢部中学校)

ⅱ 施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　再生可能エネルギーの導入を促進します

脱炭素社会への移行にあたり、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量の削減が求められることから、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするための取り組みとして、住宅・事業所に対し温室効果ガスを排出しない太陽光や風力といった非化石エネルギー源による再生可能エネルギーおよび新エネルギーの普及啓発と導入促進を図ります。

特に、導入が進んでいる太陽光発電については、FIT の終了に伴う売電を中心とした運用からの転換を踏まえ、自家消費を促進するとともに、災害・停電時には非常用電源としての活用を促進します。

イ　エネルギーの地産地消を推進します

災害時のライフラインの確保やエネルギーの効率活用といった観点から、地域の特徴を踏まえた分散型エネルギーシステムの活用が注目されています。

大規模発電所からの電力供給に加え、エネルギーの効率活用や地域活性化に繋がる自立分散型電源を活用する VPP※1 の構築や IT 技術を活用したスマートグリッド※2 の実証などについて検討を進めます。

また、公共施設においても積極的な再生可能エネルギーの導入および電力利用を促進し、地域内で発電された電力を活用するエネルギーの地産地消を推進します。

ⅲ 市民・事業者ができること（例）

- 再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス発電など）や、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ、燃料電池など）の導入に努めましょう。
- 再生可能エネルギーの電力の購入に努めましょう。
- 固定価格買取制度による買取期間を終えた再生可能エネルギー（卒 FIT 電源）について、自家消費し化石燃料による電力消費を抑えましょう。

【用語解説】
※1 VPP（Virtual Power Plant）
：小規模の再生可能エネルギー発電をまとめて制御・管理し、一つの発電所のように機能させること
※2 スマートグリッド
：情報通信技術の活用により、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電源や、各家庭・事業所などの需要家の情報を統合して活用し、最適化を図る電力供給システム

ⅰ これまでの取り組みと課題

国は 1979 年（昭和 54 年）に制定された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づき、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者に対し5年度間平均エネルギー消費量（原単位）を年1％以上低減する努力目標を定めるなど、エネルギー使用者に対する規制により省エネルギーの取り組みを促す枠組みを構築してきました。

本市においても、温室効果ガス排出量の削減に向けた緩和策の取り組みとして、再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに市民、事業者、市において省エネルギーを推進し、エネルギー消費の抑制と効率的なエネルギー活用に努めてきました。

住宅の省エネルギー機器の設置補助や公共施設への高効率システムの導入などを通じ、市内の省エネルギー化の取り組みを促進してきたことにより、家庭や事業所における二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、本市の二酸化炭素排出量の約5割は家庭や事業所からの排出量であることから、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向け、日常生活や事業活動における省エネルギーの取り組みが重要となります。

より一層の省エネルギーの推進のために、省エネルギー型の製品やサービスを選択するなど温暖化対策に資する賢い選択を促す「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取り組みを展開するとともに自発的な行動変容を促すナッジ手法を活用した情報発信を行い、一人一人のライフスタイルや事業形態の変容に繋がる取り組みが求められます。

また、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）※3 および BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）※4 などのシステムの活用、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※5 および ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※6 の導入など、既存または新たに建設する建物や設備の省エネルギー性能の向上に繋がる支援を行うことで、快適さを維持しつつ、エネルギー消費の抑制と効率活用に資する取り組みを促進することが求められます。

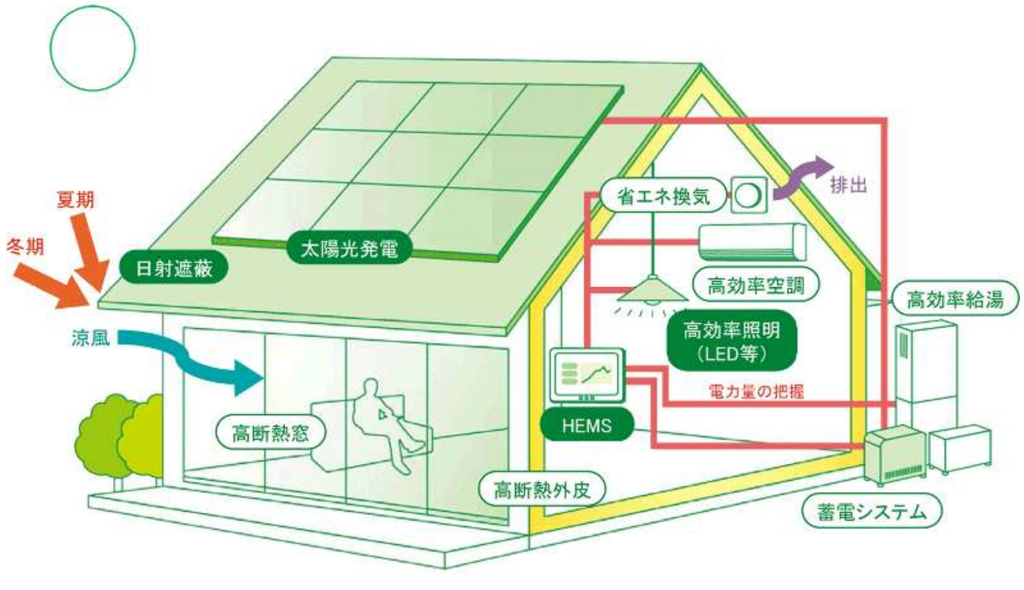

図 4-13　ZEH の概念図
出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　家庭における省エネルギーを推進します

二酸化炭素排出量削減のためには、あらゆる主体において省エネルギーの推進が必要不可欠です。

家庭においては、ライフスタイルの変化や電化製品の多様化、核家族化の進行による総世帯数の増加など社会構造の変化がエネルギー消費量に影響を与えていることから、引き続き各家庭での省エネルギーの推進が重要となります。

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスを利用するなど地球温暖化対策に資する「COOL CHOICE（クールチョイス）」の普及啓発を進めるとともに、省エネルギー技術を活用した機器や家庭で使用するエネルギーを節約する HEMS（ヘムス）などについて情報提供・導入促進に取り組みます。

省エネルギーの推進にあたっては、一人一人が家庭における省エネルギー対策と省エネルギー技術を活用することが重要となることから、行動変容に繋がる取り組みを推進します。

イ　事業活動における省エネルギーを推進します

事業活動における省エネルギーの推進は、事業活動のコスト削減に寄与するほか企業の社会的責任を果たすうえでも重要となることから、家庭の取り組みと併せて進める必要があります。

エネルギーの使用状況を見える化するエネルギーマネジメントを推進するとともに BEMS や FEMS※7、燃料電池などの高効率設備の導入を促進し、エネルギー使用量の削減を図ります。

また、市は一事業者として事務事業における省エネルギーを推進するとともに、事業者と連携・協力した省エネルギーの取り組みを推進します。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 照明器具や家電製品の不必要なつけっぱなしに気を付け、プラグを抜くなど待機電力を減らしましょう。
- 住宅の新築・増改築時には、通風性・自然光の有効活用に配慮した設計、断熱材や複層ガラス窓の導入など、省エネルギー性能の高い住宅の選択に努めましょう。
- 電力の見える化に役立つ「ワットモニター」や「省エネナビ」などを使用してみましょう。

【用語解説】

※3 HEMS（Home Energy Management System）

※4 BEMS（Building and Energy Management System）

※5 ZEH（Net Zero Energy House）

※6 ZEB（Net Zero Energy Building）
：外皮の断熱性能などの大幅な向上や高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅およびオフィスビルなどの建築物

※7 FEMS（Factory Energy Management System）
：エネルギー消費量を可視化しつつ積極的に制御を行う家庭用システムおよびビル管理システム、工場管理システム

ⅰ これまでの取り組みと課題

様々な経済社会活動が展開されている都市部では、大量のエネルギー消費に伴い二酸化炭素が排出されていることから、都市部における二酸化炭素排出量を削減することが重要となります。

東日本大震災を契機にエネルギー利用や地球環境問題に関する意識が高まり、持続可能なまちづくりが求められたことで 2012 年（平成 24 年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立したほか、「第五次環境基本計画」においても拠点となるべきエリアに都市機能を集約し、これらのエリアを公共交通網などのネットワークで結ぶコンパクトシティを形成する必要があることが唱えられています。

本市では、家庭向け電気自動車等の導入者への補助や民間事業者などへの電気自動車の購入補助および充電設備の設置補助などを通じて、クリーンエネルギー自動車の導入を促進してきました。

今後も、都市部における二酸化炭素排出量を削減することが重要となることから、走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車への転換に向けた取り組みや、公共交通機関の利用などを促進し、移動手段の選択による二酸化炭素排出量などの削減が求められます。

市街地の緑化を推進し、人工排熱の増加により都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象への対策や脱炭素社会への移行を目指し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量の削減に資するまちづくりを進めることが求められるほか、二酸化炭素吸収源として、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収・貯留する生態系のメカニズムを活用したグリーンカーボンおよびブルーカーボン事業などの地域資源を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。

図 4-14　給電中の電気自動車のようす

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します

大量のエネルギーを消費する都市部で様々な経済社会活動が展開され、二酸化炭素が多く排出されていることから、環境負荷の少ない都市構造へ転換し、都市部における二酸化炭素排出量を削減することが重要となります。

都市構造はエネルギー消費量に大きく影響することから、エネルギーをより効率的に使用するために都市機能を集約し、拠点を位置づけることで環境負荷の低減に結び付く取り組みが複合的に構築された都市を目指し、検討を進めます。

また、クリーンエネルギー自動車や走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車への転換に向けた取り組みや、公共交通機関の利用などを促進し、移動手段の選択による二酸化炭素排出量の削減を図ります。

イ　温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します

植物や微生物には二酸化炭素などの温室効果ガスを取り込み、光合成により固定・貯留する働きがあることから、温室効果ガスの吸収源としての活用が期待されています。

また、本市は三浦半島の核となるまとまりのあるみどりや藻場が点在していることから、地域特性を活かした温室効果ガスの吸収源に関する取り組みを推進します。

森林などの陸域で固定される炭素（グリーンカーボン）に関する取り組みとして、樹林地の保全・維持管理を推進するとともに、海藻や海底などの海域で固定される炭素（ブルーカーボン）に関する取り組みとして、藻場の保全・再生を図り、生態系の保全をはじめとした副次的効果につながる取り組みを推進します。

ウ　ヒートアイランド対策を推進します

都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象は、建物や自動車などによる人工排熱の増加や、アスファルトやコンクリートなどが蓄熱することが主な原因とされ、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させる現象として問題となっています。

ヒートアイランド対策は、原因を削減する緩和策の取り組みとヒートアイランド現象の影響を踏まえた適応策の2つの視点で取り組む必要がありますが、緩和策の視点では、省エネルギーの推進に取り組み、原因となっている人工排熱の低減を図るとともに、公共施設や市街地の緑化を推進し、みどりの蒸散作用を活用した都市部の温度上昇緩和を図ります。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用を心掛けましょう。
- 自動車の買い替え時には、電気自動車など環境負荷の少ない自動車の購入を検討しましょう。
- ヒートアイランド対策として、打ち水や緑のカーテンに取り組んでみましょう。

ⅰ これまでの取り組みと課題

地球温暖化を主な要因とした気候変動や、それに伴う自然災害の甚大化が世界的な課題となっていることから、温室効果ガス排出量を削減する緩和策の取り組みに加え、すでに起こりつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の取り組みをより一層推進していくことが求められます。

2018 年（平成 30 年）11 月に閣議決定された「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野における気候変動の影響評価結果の概要を示しており、農作物の主要産地が栽培適地でなくなる可能性や海水温の上昇による磯焼けで海藻や貝類などの定着性水産物が変化することなどが予測されています。

本市においては、地球温暖化対策実行計画である「低炭素で持続可能なよこすか　戦略プラン（2011～2021）」を地域気候変動適応計画として位置づけ、「自然災害・沿岸域」「健康」「国民生活・都市生活」の3分野について取り組みを進めてきました。

短時間強雨などによる水害や土砂災害を防ぐために、がけ崩れ防止に向けた事業や下水道などの雨水排水設備の整備を進めるとともに、排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する内水による浸水や、河川の氾濫による洪水、谷戸地域などの急傾斜地における土砂災害などの発生に備え、ハザードマップの公表・更新を行ってきましたが、今後も災害リスクを考慮した土地利用や取り組みを継続することが求められます。

また、真夏日などの日数が増加傾向にあり、暑さに伴う熱中症の増加や、これまで見られなかった感染症による健康被害の発生が懸念されることから、暑熱対策として市街地のヒートアイランド対策を進めるとともに情報発信を行い、幅広い視点から気候変動による被害を回避・軽減するための取り組みが求められます。

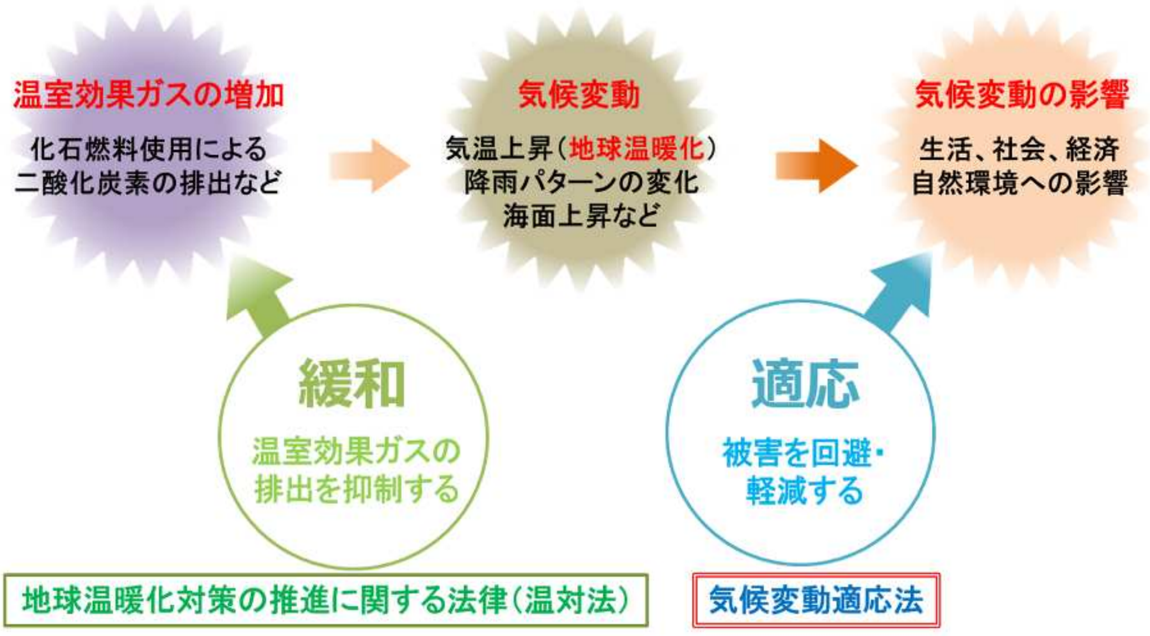

図 4-15　緩和策・適応策の概念図
資料：環境省ホームページを基に作成

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます

2021 年（令和3年）8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第I作業部会報告書（自然科学的根拠）」においては「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」としており、地球温暖化を原因とした気候変動の影響により、台風の強大化や異常気象などに伴う自然災害のリスクの増加が懸念されています。

こうした自然災害のリスクを回避・軽減するために、流域治水の考え方も視野に入れながら今後もがけ崩れ防止に向けた事業や下水道などの雨水排水設備の整備を進めるとともに、新たに台風などによる高潮災害に関するハザードマップを作成するなど、ハザードマップの公表・更新を継続して行い、平時および災害時の情報集約と発信を行います。

また、災害時に地域の避難場所となる公園の持つポテンシャルを最大限発揮するための整備など、日頃からハード・ソフトの両面で対策を進め、災害リスクを考慮した土地利用や取り組みを継続します。

イ　市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます

気候変動による気温上昇は熱ストレスを増加させ、暑熱による熱中症リスクや死亡リスクを増加させるとともに、感染症の発生など健康面におけるリスク増大が懸念されています。

熱中症や感染症など健康面への影響に対する備えができるよう、情報発信を行い、気候変動の影響について周知啓発を図ります。

また、快適な生活環境に向けた暑熱対策として、市街地の緑化を推進するなど、適応策としてヒートアイランド現象への対策を進めます。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 土地所有者によるがけ地の防災工事
- 住宅の新築・増改築時には、雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますの設置などを検討しましょう。
- 大雨や台風の際には天気予報を確認し、ハザードマップで避難について確認しましょう。

基本目標3

身近なところから生活を見直し、
循環型社会を構築するまちをめざします

(1)基本目標でめざす姿と指標

①基本目標でめざす姿

私たちの生活は多くのモノによって支えられ、より便利で豊かなものになりましたが、大量生産・大量消費の経済社会システムは、限りある資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物をもたらしました。

その結果、廃棄物処理にかかる社会的コストの増大や最終処分場の不足、適正な処理がなされないまま廃棄されたものが自然環境に負荷を与えるといった問題が顕在化し、近年では、様々な理由により、まだ食べられるにもかかわらず食品が大量に廃棄されてしまう食品ロスや、プラスチック製品が適正に処分されないことで生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみが大きな問題となるなど、廃棄物に関する問題も多様化しています。

本市においては「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、「3R」の取り組みを推進するとともに、ごみ処理に関する課題の解決に向け、2020 年(令和2年)には横須賀ごみ処理施設(エコミル)を稼働するなど、ごみ処理の広域化を進めてきました。

また、2020 年(令和2年)9月には「海洋都市横須賀　海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進する体制づくりを進めるなど、総合的な廃棄物行政を推進してきました。

今後は、これまでの取り組みに加え、海洋プラスチックごみの対応や自然災害による災害廃棄物への対応を進めるなど、経済活動や生活様式の変化に伴うごみの質の変化を捉え、適正な処理コストの負担と安定的なごみ処理を推進していくことが求められます。

環境への負荷を低減した循環型社会の構築のためには、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成することが求められることから、一人一人が身近なところから生活を見直し、廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することが重要となります。

②施策の体系

身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします	
施策の柱Ⅰ **ごみの減量化・資源化の推進**	施策の柱Ⅱ **ごみの適正処理の推進**

③基本目標達成の目安となる指標

2029 年度(令和 11 年度)指標

ごみの減量化・資源化の推進

「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の数値更新に伴い、修正します。

- ごみの排出量を削減します:**112,998t(2021 年度比○%削減)**
- ごみの資源化率を向上します:**31.9%(2021 年度比○%削減)**

海洋都市横須賀　海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模の課題となっており、G20 大阪サミットにおいて共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けた取り組みや、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進など、プラスチックごみ対策が国内外で展開されています。

こうした背景を踏まえ、三方を海に囲まれ、豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを享受してきた本市として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の宣言を表明しました。

私たちは、海から生まれました。

そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。

豊富な海産物や美しい景観、マリンレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。

しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。

この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。

その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。

「海洋都市　横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年(2020 年)9月 15 日

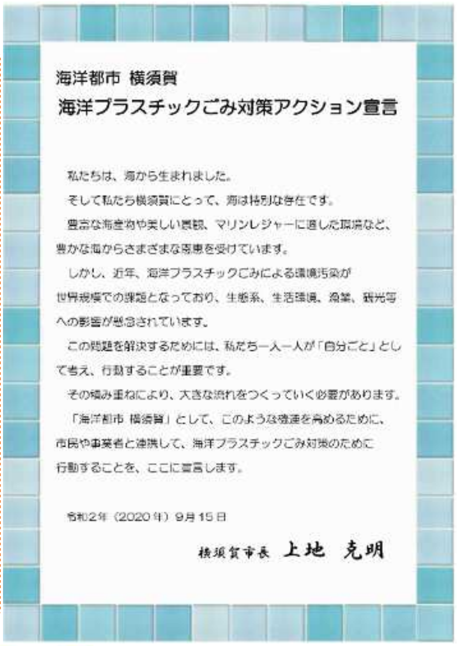
海洋都市 横須賀
海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

私たちは、海から生まれました。
そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。
豊富な海産物や美しい景観、マリンレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。
しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。
この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。
その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。
「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年(2020 年)9月 15 日

横須賀市長　上地　克明

YOKOSUKA
海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

図 4-16 「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」ロゴマーク

（2）施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ　ごみの減量化・資源化の推進

ⅰ これまでの取り組みと課題

国は2000年（平成12年）に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、環境負荷の少ない循環型社会を形成するための基本的枠組みを整備しました。その後、2018年（平成30年）に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げています。

本市においても「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、継続的なごみの減量化・資源化の啓発を行うとともにリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）により可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する「3R」を推進してきました。

これら各種啓発事業や子どもたちへの体験事業を通じ、ごみの分別や資源の再利用などについての意識が向上したことにより、2008 年度（平成 20 年度）からのごみ排出量は減少傾向にあり、資源化率についても神奈川県および全国よりも高くなっています。

今後もごみの減量化・資源化に向けた取り組みを推進するとともに、世界的な問題となっている食品ロスや海洋プラスチックごみに関する取り組みなど、新たな課題への対応を進めることが重要となります。

また、2020 年（令和2年）7月からプラスチック製買物袋が有料化し、レジ袋の必要性について考える機会が増えたことで、消費者の取捨選択がごみの削減に繋がっていることが社会全体で示されました。

こうしたことから、ごみの減量化・資源化のためには、私たち一人一人のモノに対する意識や行動を見直し、生活や事業活動をより一層循環型のスタイルへ転換することが求められます。

図 4-17　1人1日当たりのごみ排出量

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　3R＋1の取り組みを推進します

本市ではこれまで、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取り組みにより可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する「3R」を推進してきました。

今後は、これまでの「3R」の取り組みを核としつつ、不要なものや余計なものは「断る」ことでごみを発生させないリフューズ（拒否、発生抑制）の観点を新たに加えた「3R＋1」の取り組みを推進し、周知啓発活動を行います。

イ　環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します

環境負荷低減のためには、一人一人がこれまでの消費行動を見直し、資源を有効活用する環境にやさしいライフスタイルへ転換することが求められます。

「3R＋1」の周知啓発をはじめ、プラスチック製品やごみに対する意識変容に繋がる取り組みを推進するとともに、食品ロスに関する情報提供に努め、家庭や事業所からの食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。

ウ　分別・排出のルールづくりを推進します

私たちがごみを排出する際の行動はごみの減量化や資源化につながっています。

ごみとして排出されたものの中には、資源として利用できるものが多くあるほか、正しく分別することで円滑に資源化・再利用することができるため、結果としてごみの減量化につながります。

また、正しく分別されたごみは、効率よく焼却することができるため、焼却炉の寿命や最終処分場の延命につながることから、ごみの分別・排出のルールについて周知啓発を進めるとともに、分別区分について検討を進めます。

エ　市民・事業者の活動を支援します

本市のさらなるごみの減量化・資源化にかかる施策の推進には、地域での取り組みが重要です。

町内会などの団体と資源回収業者の協力によって行われる集団資源回収の支援や、「クリーンよこすか市民の会」によるまちの美化運動の支援、ごみダイエット推進員との市民協働による啓発活動など、地域で活動する市民・事業者の活動を促進します。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 長く使えて修理しやすい製品の購入に努めましょう。また、廃棄された後に環境への負荷が少ない製品を利用しましょう。
- 自治会やこども会の行う集団資源回収・バザーなどのリサイクル活動に積極的に協力しましょう。
- 市民団体などの清掃美化活動に参加してみましょう。

ⅰ これまでの取り組みと課題

ごみの適正処理の推進にあたっては、焼却施設や最終処分場の確保、資源化施設の整備など安定的かつ効率的な処理体制の構築が求められていますが、本市は不燃ごみの最終処分場がないことから、県外の民間処分場に埋立てを委託するほか、1983 年(昭和 58 年)に稼働した本市唯一の焼却施設である南処理工場の老朽化により安定的なごみ処理を行うために多額の補修費用を要するなどの課題がありました。

これらの課題は土地の確保や財政面から本市単独で解決することが困難であったことから、隣接する三浦市とごみ処理の広域化を開始し、2020 年(令和2年)から横須賀ごみ処理施設(エコミル)を稼働、最終処分場を三浦市に整備しました。

また、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨ておよび路上喫煙の防止について、市民協働による地域の美化清掃活動や広報紙などによる周知啓発を実施するとともに、事業系ごみについても事業者自らの責任で適正処理を行うよう指導を行い、まちの環境美化を推進してきました。

今後も各施策を継続して実施するとともに、資源化施設であるリサイクルプラザ(アイクル)や、広域ごみ処理施設である横須賀ごみ処理施設(エコミル)については、それぞれの施設の役割を踏まえ、安定的かつ効率的な運営を行う必要があります。

ごみのポイ捨て防止の啓発やまちの美化活動など、市内におけるごみの適正処理を推進し、海洋へのプラスチックごみの流出抑制に繋げるほか、地震や台風、大雨などの自然災害によって発生した災害廃棄物の処理体制を整備するなど、新たな課題に対応していくことが求められます。

図 4-18　横須賀ごみ処理施設(エコミル)

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　一般廃棄物の適正な排出を推進します

ごみを適正に処理するためには、正しく分別、排出されることが重要となります。

プラスチックごみをはじめとした自然界で分解されないごみが投棄されることで環境に大きな負荷を与えることから、まちなかのポイ捨てや不法投棄を防ぎ、ごみの適正処理を推進するために、ごみ分別パンフレットやアプリ(スカ☆ごみ)、市ホームページなど多様な媒体を活用した、情報発信・啓発を行います。

イ　事業系廃棄物の適正な排出を推進します

事業者に対し、事業活動に伴い発生するごみの減量化や資源化などをはじめ、適正処理の実施に向けた啓発活動を推進します。

また、事業系廃棄物の適正処理を図るため、実態把握に努めるとともに、排出事業者や処理事業者に対する指導や監視、パトロールなどによる不法投棄対策を推進します。

ウ　効率的なごみ処理を推進します

安定的かつ効率的なごみ処理の推進にあたっては、ごみ処理施設の整備や最終処分場の確保など、処理体制を構築することが重要となりますが、土地の確保や財政面から本市単独での解決は困難であったため、2020 年(令和2年)から隣接する三浦市とごみ処理の広域化を開始しました。

今後も資源化施設であるリサイクルプラザ(アイクル)や、広域ごみ処理施設である横須賀ごみ処理施設(エコミル)については、それぞれの施設の役割を踏まえ、安定的かつ効率的な運営を行うため、計画的な設備の更新および補修工事などを行い、ごみを適正に処理する体制を整備します。

また、ごみの焼却に伴い発生する熱を回収し発電を行うサーマルリサイクルを行い、施設内で活用するなど、エネルギー資源を有効活用したごみ処理を推進します。

ⅲ市民・事業者ができること(例)

- ごみを出すときは、正しく分別して出しましょう。
- 代替フロンなどを使用した製品を廃棄する際には、適正な回収・処理に協力しましょう。
- 建築廃材の適正な処理のできる業者を選びましょう。

基本目標４

安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします

(1)基本目標でめざす姿と指標

①基本目標でめざす姿

空気や水を汚す原因のほとんどは、工場などからの排煙・排水、家庭からの排水、自動車からの排出ガスなど、人間の活動に伴って発生しています。

かつて高度経済成長期には、工業が発展した一方で、大気汚染や水質汚濁を引き起こしたことにより公害が大きな問題となるなど、生活環境の悪化が生態系や人々の健康に被害を及ぼしました。

生活基盤となるきれいな空気や水は、私たちが健康で快適な生活を営むうえで欠かすことのできない存在であることから、安心して暮らすことのできる環境を確保するためにも、生活環境を良好に維持・改善していくことが重要となります。

本市では、生活環境の保全のため、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの状況把握に努め、必要に応じて関係法令に基づく規制や指導を行ってきました。

これらの生活環境に関わる各分野には、人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい目標として環境基準が設けられており、現状はおおむね良好な状況を維持しています。

大気や水環境は、長期的に改善方向にありますが、近年は高度経済成長期に建設された建造物の老朽化に伴う解体・改修工事において、使用されていたアスベスト建材の除去が増加していることから、建築物の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策の指導を行う必要があります。

また、都市活動や市民生活に密着した課題として、事業所から発生する騒音、振動、悪臭などの公害も発生していることから、適切な対策が図られるよう、法令・規制に基づき指導するとともに、公害苦情の申し立てについては、適切に対応できる体制を維持します。

今後も大気環境、水環境、騒音・振動およびダイオキシン類の調査や発生源に対して環境法令に基づく規制指導などを行うことで、安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちの実現をめざします。

②施策の体系

安心で快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします

施策の柱Ⅰ **大気環境の保全・改善**	施策の柱Ⅱ **水・土壌環境の保全・改善**
施策の柱Ⅲ **その他生活環境の保全・改善**	

③基本目標達成の目安となる指標

2029年度(令和11年度)指標

大気環境の保全・改善

- 大気に関する環境基準を達成します:**100%**
  ※大気に関する環境基準達成状況(光化学オキシダントを除く)

水・土壌環境の保全・改善

- 水質に関する環境基準を達成します:**100%**
  ※水質に関する環境基準の達成状況[BOD, COD]
- 生活排水処理率の向上をめざします:**98%**

その他生活環境の保全・改善

- 騒音に関する環境基準を達成します:**100%**
- ダイオキシン類に関する環境基準を達成します:**100%**

（2）施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ　大気環境の保全・改善

ⅰ これまでの取り組みと課題

国は、大気汚染に関して、国民の健康を保護し、生活環境を保全することなどを目的として 1968 年（昭和 43 年）に「大気汚染防止法」を制定し、工場・事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、排出基準を定め、健康被害の防止と大気環境の改善を図っています。

大気汚染は、工場・事業場の活動や自動車などから排出される汚染物質によって引き起こされることから、本市では、追浜・久里浜・西の3行政センターの一般環境大気測定局と小川町交差点の自動車排出ガス測定局において、常時監視を実施しており、現状把握に努めています。近年では光化学オキシダントを除き、測定を行っている全ての地点で環境基準を達成しています。

また、衣笠行政センター管内では県道 27 号の開通や、横須賀ごみ処理施設（エコミル）の稼働など、周辺環境が大きく変化していることから、その変化を監視するため、新たに池上コミュニティセンターに一般環境大気測定局を新設し、2021 年度（令和3年度）から本格稼働しました。

近年では、高度経済成長期に建設された建造物の老朽化が進んだことによる解体・改修工事の増加に伴い、使用されていたアスベスト建材の除去が増えることが予想されることから、飛散防止対策を適切に講ずることが必要です。

今後も現在の良好な大気環境を維持するために、工場・事業場に対する立入検査を実施し、大気環境の測定を継続するとともに、建築物の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策の実施を適切に指導することで、市民の健康被害の未然防止に努める必要があります。

図 4-19　常時監視（自動測定機）のようす
（小川町）

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　大気環境の測定による状況把握に努めます

大気環境の保全のため、大気汚染物質の測定を継続して行います。

常時監視項目については、環境基準を達成しているものの、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは環境基準を達成していないことから、今後も注視が必要です。

大気汚染物質の測定を実施し、結果を公表するとともに、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質（PM2.5）について、一定基準以上の数値が観測された場合には、速やかに注意喚起を行います。

イ　大気汚染を未然防止するための指導をします

大気環境の保全に際し、発生源に対する対策を講ずることが重要となることから、大気汚染物質の発生源を把握するとともに、工場・事業場に対して「大気汚染防止法」に基づく立入検査を通じて、排出基準の遵守と大気汚染防止の指導を行います。

また、高度経済成長期に建設された建造物の多くにアスベストが使用されており、老朽化が進んだことによる解体・改築工事の増加に伴い、アスベスト建材の除去が増えることが予想されることから、解体等工事におけるアスベストの飛散防止対策の実態を把握するとともに適切な指導を行います。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 法令に適合しない焼却炉の使用や庭先などでのごみの焼却はやめましょう。
- 建築物などの解体・改築時、アスベスト含有建材が使用されている場合には、飛散防止措置を適切に行い、除去工事をしましょう。
- 市民・事業者は、環境負荷の少ない行動に努めましょう。

ⅰ これまでの取り組みと課題

国は、1970 年(昭和 45 年)に「水質汚濁防止法」を制定し、工場・事業場から公共用水域へ排出される水や地下に浸透する水に対して、排水基準を定め、規制をするとともに、生活排水対策を推進しています。

また、2002 年(平成 14 年)に「土壌汚染対策法」を制定し、土壌汚染による健康被害の防止に関する措置等を定め土壌汚染対策の実施を図っています。

本市では、神奈川県知事が定めた公共用水域(河川・海域)および地下水の水質測定計画に基づいて水質の測定を実施しています。水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)および化学的酸素要求量(COD)については、良好な状況で推移しており、河川3地点および海域5地点の全てでおおむね環境基準を達成しています。

今後も、良好な水環境を維持するために、工場・事業場に対して立入検査や排水調査を行い、必要な指導を行います。また、「土壌汚染対策法」に基づく届出等の審査および指定区域にかかる適切な汚染防止対策を指導することにより、土壌汚染による健康被害の防止を徹底します。

生活排水については「生活排水処理基本計画」に基づく取り組みを進めたことにより、長期的に改善傾向がみられますが、さらなる啓発を行うとともに、公共用水域の水質保全にかかる取り組みが求められます。

図 4-20　公共用水域の水質測定のようす（芦名川）

図 4-21　公共用水域の水質測定のようす（夫婦橋）

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　水環境の測定による状況の把握に努めます

水環境保全のため、市内の公共用水域（河川・海域）および地下水の測定を継続して行います。

水質汚濁に係る環境基準（BOD　および　COD）は、おおむね達成されていますが、健康および生活環境の保全の観点から、水環境の変化を把握し、良好な水環境を維持するために測定を継続していく必要があります。

今後も法令に基づき、公共用水域および地下水における水質に係る有害物質などの測定を定期的に実施し、結果を公表します。

イ　水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします

水環境および土壌環境の保全に際し、発生源に対する対策を講ずることが重要となることから、発生源を把握し、工場・事業場に対して、立入検査などによる排水基準の遵守と水質汚濁防止指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を確認するために、定期的に排水調査を行います。

また、土壌汚染を未然に防ぐために、法令に基づき、有害物質の使用時の漏洩防止などの指導を行います。

ウ　生活排水の適正処理を推進します

河川や海などの公共用水域における水質汚濁は生活排水によるものであることから、健全な水環境を保全するために生活排水を適正に処理することが重要となっています。

水質汚濁状況は、公共下水道の整備や工場・事業場の排水対策により改善傾向にあり、本市の生活排水処理の根幹をなす下水道の人口普及率は全国平均を上回っていますが、健康で安心して暮らすことのできる生活環境を形成するために生活排水処理率のさらなる向上が必要です。

公共下水道整備を進め、各家庭の下水道への接続を推進するとともに、下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽への転換を啓発、指導していきます。

また、生活排水による処理施設への過剰な負荷は、良好な処理の継続を困難にすることから、汚濁負荷量を低減するための広報・啓発活動を推進します。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 食器の油汚れは、新聞紙などで拭き取ってから洗いましょう。
- 米のとぎ汁は、排水口に流さず、樹木にまくなど心掛けましょう。
- 台所や洗濯で使用する洗剤は、環境への負荷の少ないものを選び、適量使用に努めましょう。

ⅰ これまでの取り組みと課題

生活環境に関わる環境問題は多岐にわたり、その内容も社会情勢とともに変化してきました。

国は、1968 年(昭和 43 年)に「騒音規制法」、1976 年(昭和 51 年)に「振動規制法」を制定し、工場・事業場および建設作業に伴う騒音・振動について、必要な規制を行うとともに道路交通に関わる環境基準や要請限度を示しています。

本市では、騒音・振動対策として、幹線道路で道路交通騒音および振動を測定し、結果を公表するとともに、工場・事業場に対し騒音・振動の規制基準の遵守を指導してきましたが、今後も規制指導を継続していく必要があります。

また、環境汚染や人の健康および生態系への影響が懸念される化学物質対策として、1999 年(平成 11 年)に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類調査を実施しています。ダイオキシン類は、主に廃棄物焼却施設等から排出されることから、ダイオキシン類の発生源に対する排出基準や維持管理基準の遵守を指導するとともに、大気、水質、土壌、地下水における調査を継続し、化学物質の環境リスクを低減するための取り組みを進めます。

人に不快感や嫌悪感などの心理的影響のほか健康にも影響を及ぼす悪臭などについても、調査や規制基準の遵守を指導するなど、安心で快適な生活環境の実現に向け、法に基づく調査・指導を継続し、日常生活や事業活動における環境保全の取り組みを推進するとともに環境への負荷の低減を図ることが求められます。

図 4-22 騒音・振動・交通量調査のようす
（国道 16 号）

ii 施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　騒音・振動の状況把握に努めます

騒音・振動は発生源付近で影響を及ぼすため、規制基準への適合に加え、周囲の生活環境が損なわれないことが重要となります。

特定施設を設置している工場・事業場からの法に基づく届出の受理と併せ、規制基準の遵守を事前に指導することで事業活動に伴って発生する騒音・振動の発生源を把握します。

また、市内の幹線道路で道路交通騒音および振動の測定を実施し、結果を公表するとともに、道路の改修または維持管理上の参考となるよう、道路管理者へ情報提供を行います。

イ　騒音・振動・悪臭による公害防止のための指導をします

「騒音規制法」、「振動規制法」および「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場へ立入検査や規制基準の遵守を指導します。

また、騒音・振動・悪臭などの公害苦情の申し立てについて、適切に対応できる体制を維持します。

ウ　化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます

環境汚染や人の健康および生態系への影響が懸念される化学物質対策として、大気、河川、海域、土壌、地下水質のダイオキシン類の測定を実施し、結果を公表します。

また、産業廃棄物焼却施設などの設置者に対して、排出基準や維持管理基準の遵守の徹底を指導するとともに、市のごみ処理施設についても施設整備・管理の適正化を図り、ダイオキシン類の削減を図ります。

iii 市民・事業者ができること（例）

- 日常生活の中で、近隣騒音が生じないよう心掛けましょう。
- ごみ捨てルールの遵守や清掃、管理を通じてごみの悪臭防止に努めましょう。
- 化学物質（ダイオキシン類）に関する正しい知識を身につけるよう努めましょう。

基本目標 5

環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

(1)基本目標でめざす姿と指標

①基本目標でめざす姿

現在、気候変動や生物多様性の喪失、海洋プラスチックごみをはじめとした海洋汚染など、地球規模の環境問題が多岐にわたり顕在化しており、これらの問題は、多様化し複雑に関わりあっていることから、単一的な取り組みだけでは解決が困難になっています。

私たちは、先人から受け継いだゆたかな環境資源を将来の子どもたちへ引き継ぐ義務を有しており、将来世代のニーズを損なうことなく、これらの課題解決を図る必要があることから、一人一人が環境に対する意識を持ち、「自分ごと」として考え、環境に配慮した行動を率先して実践することが重要です。

国においては、2012 年(平成 24 年)に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)が完全施行され、質の高い環境教育の実施や、より効果的な取り組みを目指し、学習指導要領においても、環境に関する内容の充実が図られるなど、環境教育・環境学習は重要性を増しています。

本市では、「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」(2008 年(平成 20 年)3 月策定)において、「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」の4つのキーワードを掲げ、市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政が各主体の役割を認識し、協働による環境教育・環境学習を推進してきました。

また、環境教育指導者の育成や機会づくり・場づくりを進め、身近な取り組みから問題解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらす ESD の視点から、環境教育・環境学習を推進することを目指してきました。

今後も、あらゆる人が参加・利用できる環境教育・環境学習の機会や場づくりを推進するとともに、積極的に情報提供を行うことで、環境への興味・関心を高める取り組みを推進します。

一人一人が「自分ごと」として考え、行動できる人づくりと各主体が一体となって連携・協働を推進し、環境保全に取り組む土壌を形成することにより、環境にやさしい社会を担う人材を育むことをめざします。

②施策の体系

環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします	
施策の柱Ⅰ **環境教育・環境学習の推進体制づくり**	施策の柱Ⅱ **環境教育・環境学習の機会の充実**

③基本目標達成の目安となる指標

2029年度(令和 11 年度)指標

環境教育・環境学習の推進体制づくり

- 環境教育指導者登録数の増加を目指します
- 里山ボランティア加入者の増加を目指します

環境教育・環境学習の機会の充実

- 市内の小学校で自然体験学習の機会を提供します:**40校(年間5校)**
- 環境教育・環境学習のカリキュラムの充実を図ります

図 4-23 環境体験事業のようす(猿島)

（2）施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ　環境教育・環境学習の推進体制づくり

ⅰこれまでの取り組みと課題

環境にやさしい社会を実現するためには、知識の習得だけでなく、一人一人が身近な環境とのかかわりを理解し、環境に配慮した行動を地域レベルで実践することに加え、様々な主体とパートナーシップを形成し、取り組みを推進することが求められます。

国においても、人づくりの一環として、学校や地域で質の高い環境教育および ESD を実践・推進していくリーダーとなる人材育成を目的にリーダー育成研修を開催しています。

また、学びの方向性について、2018 年（平成 30 年）6月に改訂された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」においても、持続可能な社会づくりへ主体的に参加する意欲を育むことが重要とされており、こうした人材の育成と活用の促進が重要となっています。

本市では、学校や市民の自主的な環境教育・環境学習や環境保全活動を支援するために専門的知識や経験を有する市民ボランティアなどを「環境教育指導者」として登録し、環境教育の場へ派遣するほか、環境教育に活用・利用できる副読本などの教材や情報の提供など、環境教育・環境学習を推進するための体制を構築してきました。

しかしながら、指導者の高齢化など、担い手不足が課題となっていることから、さらなる取り組みの拡大・充実のために、環境活動を指導・牽引できるリーダーの養成・育成について早急に取り組むことが求められています。

また、環境教育・環境学習は、学校、地域、家庭などあらゆる場で行われており、それぞれの取り組みをつなぐことでより大きな効果が期待されることから、各主体との連携・協働による取り組みを推進していくことが重要となります。

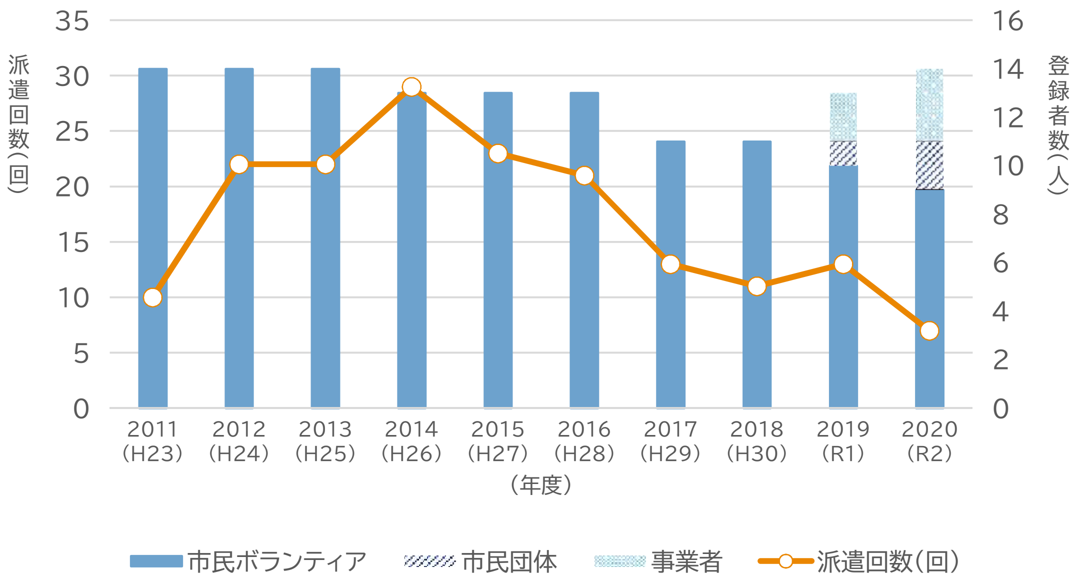

図 4-24　環境教育指導者登録数および派遣回数

ⅱ施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　自ら行動する人をはぐくみます

今日の多様化し複雑に関連する環境問題を解決するためには、私たち一人一人が身近な環境とのかかわりを理解し、環境に配慮した行動を実践する必要があります。

地域における環境教育・環境学習のリーダーとなる人材を育成するため、小中学校の教員を対象とした講習会を開催するとともに、専門的知識や経験を有する市民ボランティアに加えて、市民団体や CSR（企業の社会的責任）の一環として環境活動に取り組む事業者を「環境教育指導者」として登録するなど指導者の育成・活用を図ります。

また、環境教育・環境学習のリーダーとなる人材の活動を通じて、子どもたちや地域の人たちが自ら行動できるきっかけづくりを行い、次世代の社会の担い手となる人材育成を推進し、特定の人だけではなく、すべての人が生涯学習として環境教育・環境学習を継続して取り組む体制づくりを進めます。

イ　各主体間の連携・協働を推進します

環境教育・環境学習は、学校、地域、家庭などあらゆる場で行われており、それぞれの取り組みをつなぐことでより大きな効果が期待されることから、各主体と連携・協働した取り組みが必要となります。

また、多様な主体によるパートナーシップは、SDGs の基本的な考え方の一つとして掲げられるとともに、「第五次環境基本計画」においても、パートナーシップの充実・強化が求められるものとして ESD の理念に基づく環境教育の推進が挙げられています。

これらを踏まえ、本市においても市民団体や事業者、研究機関など様々な主体とネットワークを構築し、パートナーシップを形成する各主体が対等な立場に立ち、適切に役割分担の下で取り組みを推進します。

ⅲ市民・事業者ができること（例）

- 環境に関する専門的知識や経験を有する「環境教育指導者」の出前授業を受けてみましょう。
- 市や環境関連団体などが主催する講習会やイベントなどへ積極的に参加しましょう。

図 4-25　環境体験学習のようす

ⅰ これまでの取り組みと課題

身近な環境とのかかわりを理解し、環境に配慮した行動を地域レベルで実践するためには、一人一人の環境に対する意識を醸成することが重要となります。

特に、これからの社会を担う世代については、郷土の環境へ愛着をもち、身近な環境問題への興味・関心を持つきっかけとなる機会や場の創出が求められることから、学習指導要領においても、教科を横断し、総合的に環境に関する学習内容の充実が図られており、学校等における環境教育・環境学習は重要性を増しています。

また、幅広い層の環境教育・環境学習の取り組みを促進していくうえで、環境に関する情報を必要なときに、必要な形で入手できるよう、環境に関する情報を入手できる情報提供体制の充実を図ることが求められます。

本市では、幼少期から体験を通して、身近な環境を学ぶ出前事業や教育委員会と連携した小学校向けの自然体験学習、身近な地域の自然観光資源にふれあえるエコツーリズムの取り組みを推進するなど、自然体験の機会と場の創出に取り組むとともに、市ホームページや広報紙により、環境に関するデータや情報の発信に努めてきました。また、環境に興味・関心を持ってもらうことを目的に6月の「環境月間」に合わせ周知啓発を行ってきました。

今後も、あらゆる人が環境教育・環境学習に主体として関わるきっかけづくりとなるよう、自然体験や社会活動体験など様々な体験活動や講座、周知啓発イベントなどの開催を通じて持続的な活動を行う場や機会の充実が求められます。

また、主体的な取り組み意欲を引き出す動機付けや、環境に関する様々な情報提供、市の取り組みの周知を併せて行うなど、主体的な参加意欲を育むための手法や工夫が必要となります。

図 4-26　保育園での環境体験学習のようす

ii 施策の方向と実現に向けた取り組み

ア　環境教育・環境学習の機会や場の創出に努めます

環境教育・環境学習の推進にあたっては、私たちの生活や行動が環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、「自分ごと」として環境問題の解決に向けて行動することが必要です。

また、身近な問題から自然環境や地球規模の環境問題など多岐にわたる環境問題に対する「気づき」や興味・関心を持つきっかけとなる機会や場を創出することが重要となります。

環境へ興味・関心を持つためのきっかけづくりとして、自然観察会や里山的環境保全・活用事業、エコツアーなど市の環境資源を活かした体験活動の開催や自然・人文博物館および馬堀自然教育園をはじめとする多くの環境関連施設を環境教育・環境学習の拠点として活用するとともに、事業者が提供する環境活動の場を積極的に活用してしていきます。

また、多様な主体と連携・協働し、機会や場の充実を図るとともに、個々の活動が新たな活動や地域へ広がる環境教育・環境学習の推進に努めます。

イ　情報提供・普及啓発を推進します

環境教育・環境学習の取り組みを推進していくうえで、誰もが環境に関する情報を必要なときに、必要な形で入手できるよう、情報提供体制の充実を図ることが必要です。

広く環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める趣旨から、6月の「環境月間」に合わせてイベントや周知啓発活動を展開します。

また、広報紙や市ホームページなど多様な媒体を通じて、環境に関する情報発信を行い、環境に関する情報を必要なときに、必要な形で入手できる情報提供体制の充実を図ります。

図 4-27　令和 3 年度「環境月間啓発イベント」のようす

iii 市民・事業者ができること（例）

- 魅力ある自然観光資源を守りながら、身近にふれあうことができる横須賀エコツアーに参加しましょう。
- 子ども達が自然にふれあう機会を増やし、自然環境への興味関心を促進しましょう。
- 環境問題に関するニュースや市から出される環境に関する報告書を読んでみましょう。

第5章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトの概要

(1)リーディングプロジェクトとは

計画がめざす環境像の実現のためには、基本目標ごとの取り組みを推進することが重要です。

また、各分野を横断する総合的な施策を掲げ、取り組みの機運を高めていくことも重要となります。

こうした総合的かつ先導的に取り組むべき施策をリーディングプロジェクトとして明確化し、計画全体を先導していくシンボル的な役割を担うものとして位置づけます。

(2)リーディングプロジェクトの設定の考え方

本市は、三方を海に囲まれ、首都圏にありながら自然環境に恵まれた点が最大の魅力となっていますが、近年では、気候変動への適応や、海洋プラスチックごみ対策などの新たな環境課題に取り組む必要が生じています。

また、国の「第五次環境基本計画」や SDGs において示されるように、環境、経済、社会の問題は相互に関連し、複雑化していることから、これらの課題を統合的に解決することが求められています。

このような状況を踏まえ、環境像の実現に向け、統合的に課題を解決するために、以下の視点から環境分野を横断・連携したリーディングプロジェクトを設定します。

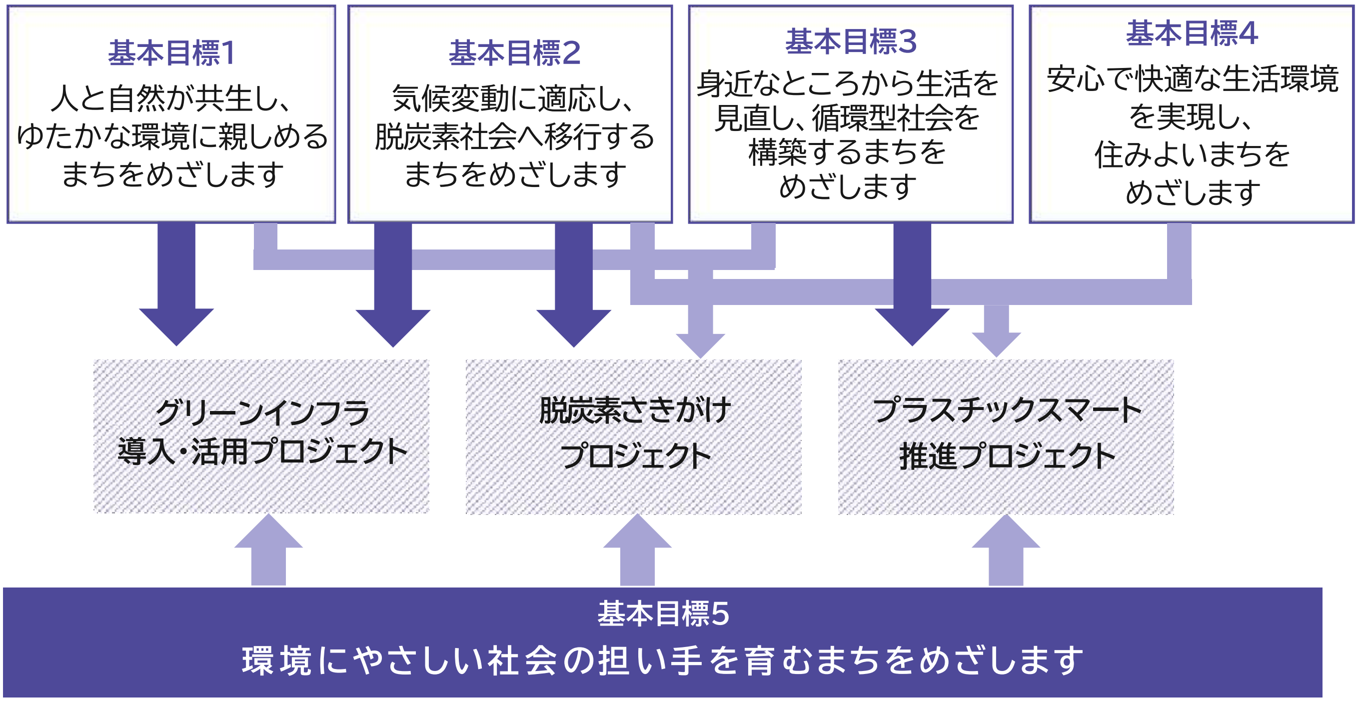

2 リーディングプロジェクトの内容

◆リーディングプロジェクト1：グリーンインフラ導入・活用プロジェクト

【プロジェクトの全体像】

本市は、谷戸地域をはじめとした傾斜地を有する丘陵都市であり、これらの谷戸や傾斜地付近は居住地域にもなっていることから、地球温暖化が要因とされる猛暑や局地的大雨などによる土砂崩れなどの災害による被害の発生が懸念されています。

本プロジェクトでは、自然環境の保全・創出および気候変動への適応に係る取り組みを進めるために、グリーンインフラの視点を取り入れるなど、自然災害による被害の回避・軽減を図るための取り組みを進め、自然資源の多面的な機能を活用し、複合的な取り組みを検討・展開することを目指します。

【取り組みの方向性・期待される効果】

樹林地の適切な保全・維持管理を進めるとともに、河川については、多自然川づくりおよび流域治水の視点を取り入れた管理を検討し、健全な状態を維持します。

また、これらの自然環境の保全と適正な維持管理により、生物多様性の確保に努めるとともに、雨水の浸透・貯留機能を向上し、土砂災害や洪水被害の軽減を図ります。

さらに、市街地の緑化を推進し、災害時の避難拠点となる身近な公園の維持管理を進め、みどりゆたかな市街地の形成に努めます。

これらの取り組みを通じて、ヒートアイランド対策の推進や自然とのふれあいの場を創出するとともに、雨水の浸透・貯留機能の向上を図ることで、地球温暖化に伴う暑熱環境の改善や局所的大雨による被害の軽減を目指します。

【取り組み例】

●樹林地の適切な保全・維持管理の推進
●グリーンインフラの視点を取り入れたまちづくり
●公園の有するポテンシャルを活かすための維持管理
●雨水の浸透・貯留機能などの向上

◆リーディングプロジェクト2：脱炭素さきがけプロジェクト

【プロジェクトの全体像】

　脱炭素社会への移行に向け、省エネルギーの更なる推進および再生可能エネルギーの導入と活用促進による温室効果ガス排出量の削減と併せ、温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します。

　本プロジェクトでは、海に囲まれた本市の環境特性を活かし、海藻や海底などの海域で固定される炭素（ブルーカーボン）に焦点を当てた取り組みを先導的に推進し、地球温暖化対策をはじめとした海洋生態系や水質の保全、海洋資源を活かした地域活性をめざします。

【取り組みの方向性・期待される効果】

　植物や微生物には二酸化炭素などの温室効果ガスを取り込み、光合成により固定・貯留する働きがあることから、温室効果ガスの吸収源としての活用が期待されています。

　漁業者と連携・協力し、「海のゆりかご」としての機能を持つ藻場や浅海域の保全・再生の取り組みを進め、水質の改善や食糧生産の場としてブルーカーボン生態系を活用するとともに、地球温暖化対策に寄与する温室効果ガス吸収源として活用を進めます。

　併せて、ブルーカーボンによる温室効果ガス吸収量を、クレジットとして売却（取引）するなど、新たな温暖化対策の事業展開を図ります。

　また、保全・再生した浅海域や藻場を、ブルーカーボンや海洋環境の保全について学ぶことのできる環境教育・環境学習の場として活用するなど、複合的な効果をもたらす取り組みを推進します。

【取り組み例】

- ●漁業関係者との連携による藻場や浅海域の保全・再生
- ●ブルーカーボンの普及啓発
- ●オフセットなど新たな事業展開の検討
- ●海藻、藻場の多面的利用推進

◆リーディングプロジェクト3:プラスチックスマート推進プロジェクト

【プロジェクトの全体像】

本プロジェクトでは、海洋プラスチックごみ対策に寄与し、循環型社会の構築を進めるための取り組みとして、プラスチックごみに焦点を当てた「プラスチックスマート」の取り組みを推進します。

プラスチックごみを海域へ流出させないために、陸域でのポイ捨て防止やプラスチックごみの減量、適正処理を推進するとともに、流出したごみの回収や処理を行い、海から多くの恵みを享受し、「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行った市として、先導的にプラスチックごみの対策に取り組みます。

【取り組みの方向性・期待される効果】

世界的に問題となっている海洋プラスチックごみによる環境汚染の問題解決のためには、原因であるプラスチックごみそのものへ働きかける必要があります。

プラスチックの海域への流出を防ぎ、すでに流出したものについては回収し、適正に処理することが重要となるため、陸域や海域でのポイ捨て防止やプラスチックごみの減量、適正処理を推進することが求められます。

プラスチックごみの減量と適正処理を推進するため、レジ袋や使い捨てプラスチックの使用低減を呼び掛け、代替プラスチックの利用を促進するとともに、ごみの分別を徹底するなど、環境負荷の少ない消費行動につながる取り組みの促進・支援を行います。

また、ごみの不法投棄防止に向けた意識啓発を行うとともに、海域におけるビーチクリーンなどを協働で実施することにより、各主体が一体となった美化活動を展開します。

海洋プラスチックごみ問題を契機に、本市の財産である海の環境保全に関する意識の醸成を図り、環境教育・環境学習を展開することにより、循環型社会の構築を目指します。

【取り組み例】

- ごみの分別と適正処理の徹底
- 不法投棄、ポイ捨ての防止
- プラスチック代替品の利用促進
- あらゆる主体との協働による美化活動の展開

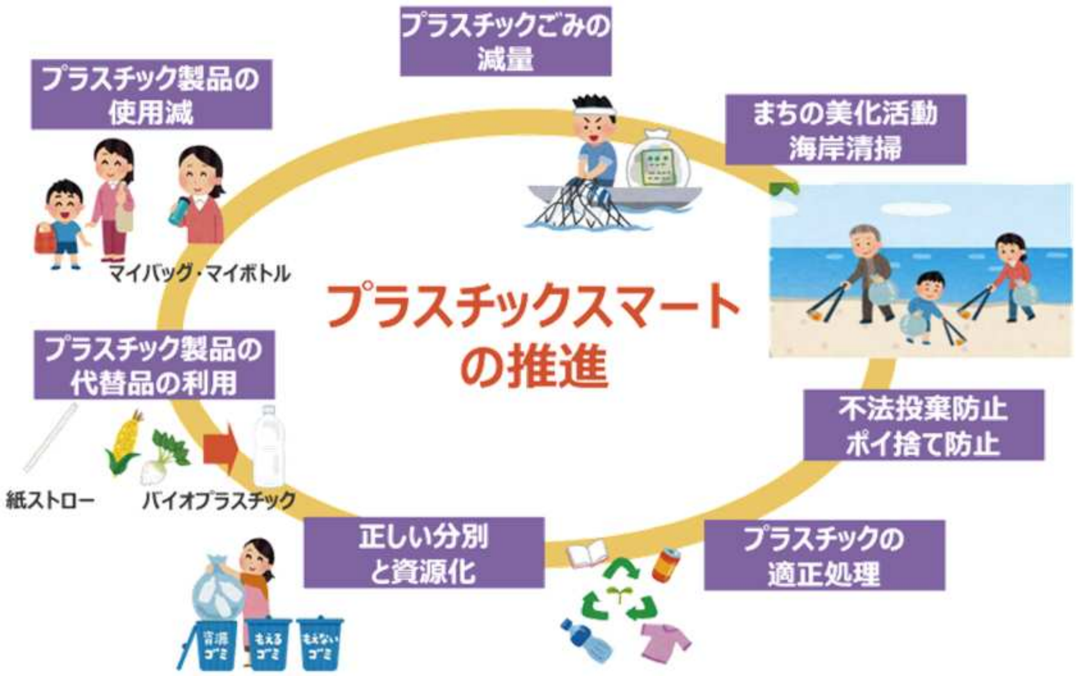

第6章 推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

(1)推進組織/横須賀市環境審議会、環境総合政策会議

計画の推進のために、環境に関連する施策の進捗状況を把握し、市役所が一体となって環境行政を推進していく全庁的な組織体制が必要です。計画を推進するための組織として、外部有識者で組織する「横須賀市環境審議会」および庁内関係部局等で構成する「環境総合政策会議」を活用します。

横須賀市環境審議会は、環境基本条例第 24 条の規定に基づき設置するもので、市長の諮問に応じて計画の策定・変更などについて調査審議を行い、また計画の進捗状況に対して意見や提言を行うなど、環境の保全および創造に関する基本的事項等の審議を行います。

また、環境総合政策会議は、環境基本条例第 12 条の規定に基づき設置する庁内組織で、環境の保全および創造に関する事項について検討を行い、総合的な環境施策の推進を図ります。

(2)市民、事業者、市民団体、市の連携・協働体制の構築

計画で定めた施策を効果的に推進していくため、計画の実施主体である市民、事業者、市民団体、市が一体となり、主体的にこの計画を推進していくための体制を構築することが重要となります。

体制の構築に向け、計画全体を先導していく取り組みであるリーディングプロジェクトにおいて、市民、事業者、市の連携・協働を図ります。また、リーディングプロジェクトにおける連携・協働体制をモデルとし、他の施策においても体制が波及することを目指します。

(3)広域的な連携・協力の推進

大気や水環境、三浦市との広域処理によるごみ処理への対応、地球温暖化対策をはじめとした課題については、本市のみに留まらず、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との連携・協力による広域的な対策が必要となることから、国や県、近隣の地方公共団体との連携・協力関係を構築し、必要な要望を行うなど、計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

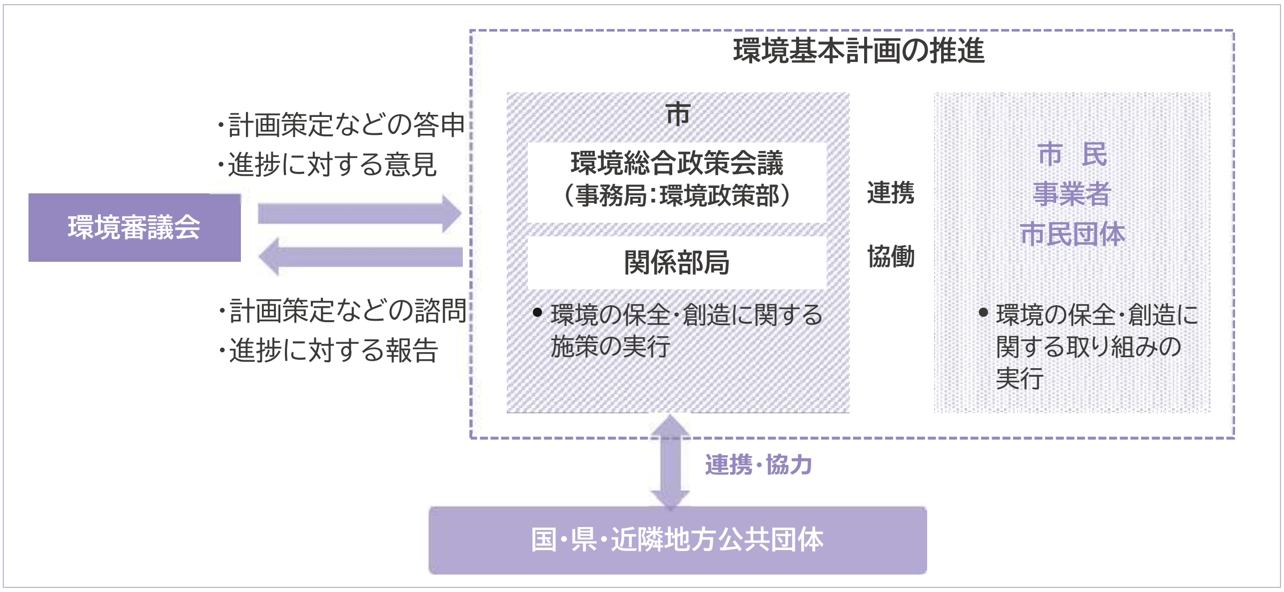

図6-1 推進体制の概要

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、PDCA(「Plan(計画)」⇒「Do(実践)」⇒「Check(点検・評価)」⇒「Action(見直し)」)サイクルの一連の手続きに沿って、目指す環境像や基本目標の実現に向けた施策の実施・進捗状況を定期的に確認・評価し、必要に応じて見直していくことで、継続的に改善を図ります。

Plan:計画/市(環境政策部)

本市の環境の保全および創造に関する施策の総合的な推進に向けた計画を策定します。

また、施策の評価や取り組み状況、本市を取り巻く環境や社会経済情勢の変化をはじめ、本計画の基礎的条件に変化があった場合など、必要に応じて計画の見直しを行います。

Do:実践/市民、事業者、市民団体、市(全庁)

環境基本計画および分野別計画に基づく施策・事業を実施します。また、市民、事業者、市民団体、市による各主体の環境保全活動の展開、協働による取り組みを促進します。

Check:点検・評価/市(環境政策部)、環境審議会

各取り組みについて、指標により達成状況および取り組みの進捗状況を点検するとともに、横須賀市環境審議会において、計画の進捗を報告し、推進に関する意見を求め、計画の評価を行い、年次報告書として作成するとともに、市のホームページなどでも公表していきます。

Action:見直し/市(全庁)

点検・評価結果に基づき、目標達成した取り組み・未達の取り組みについて、その要因を分析し、より適切な施策への見直しを行うとともに必要に応じて新たな施策・事業について検討を進めます。また、市民、事業者などの活動状況、施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて推進体制について見直し・改善を図ります。

図 6-2 PDCA サイクルによる進行管理の仕組み

3 財源の確保

計画に掲げた環境像の実現に向けた取り組みを推進するにあたり、財源の確保は重要な課題です。限られた財源の中で効率的かつ着実に計画を推進するため、財源の確保や財政負担の最小化に向けた補助制度の活用や要望の提出、経済的インセンティブを与えることで各主体の環境保全の行動を誘導する経済的手法を検討します。

(1)財政的措置

本計画の進捗状況、本市の環境の状況および、社会経済情勢などを勘案し、各種事業が総合的かつ着実に推進することができるよう、予算の確保など、必要な財政上の措置に努めます。

(2)国・県・各種法人などにおける補助制度などの活用・要望

施策の実施に必要となる財源を確保するため、国や県などにおける環境保全に関する補助制度などについて、常に情報収集を行い、必要に応じて活用を検討するとともに、既存の制度に含まれない事業については新たな補助制度の要望などに努めます。

(3)経済的手法の導入検討

経済的手法とは、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境保全のための行動を誘導する手法です。経済活動が縮小傾向にあり、少子高齢化が進展する本市においては、環境保全と経済活動との統合・両立を図るうえで重要かつ有効な手法と考えられます。

資料編

1　用語集

2　計画策定の体制

3　計画策定（審議）の経過

4　市民参加の状況

5　諮問・答申

6　環境基本条例

1　用語集

【い】

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）によりごみの減量化を推進し、環境負荷をできる限り少なくした適正処分を行い、自然と共生した持続可能な社会の実現を目指すことを目的とした計画。

【う】

雨水浸透ます

降った雨を地面の中に返す仕組みで、雨どいとつないで雨水をゆっくりと地面にしみ込ませる雨水ます。

【え】

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

【お】

温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）など７種類を定めている。

【か】

海洋都市横須賀　海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを享受してきた「海洋都市　横須賀」として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の宣言。2020年（令和２年）9月に横須賀市が表明した。

海洋プラスチック

不適正な管理などにより海洋に流出したプラスチックごみ。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

外来生物

人間による活動によって、本来持つ移動能力を超えて他の地域に持ち込まれ、野外で生息・生育している生物。海外だけでなく、国内の他地域から持ち込まれた生物も含む。

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素量。生物化学的酸素要求量（BOD）とならんで、水質汚濁の目安となる指標。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、環境基本法に基づき定められた行政上の具体的目標。ダイオキシン類の環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法により「人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準」として定められている。

緩和策

温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み。

【き】

気候変動

数十年の間に大気や気候が移り変わること。気候変動には自然の要因と、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などの人為的な要因がある。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）

世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が設立した組織。各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・経済社会的な評価を行っている。

吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。科学的な議論では海洋の吸収量が問題になるが、政策的な議論としては森林の吸収量がメインとなる。

【く】

グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

国内外で様々に定義されており、我が国の第二次国土形成計画では、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能

で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものと定義している。

気温上昇の抑制や雨水の貯留・浸透等の治水による防災・減災、斜面林の崩壊防止による減災などの効果がある。

グリーンカーボン

森林が光合成により大気中の二酸化炭素を吸収することで固定される炭素のこと。

【け】

景観重要樹木

「景観法」および「横須賀市景観計画」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり、美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

【こ】

光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし、オゾン(O_3)、パーオキシアシルナイトレート(PAN)の光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。まれに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された二次汚染物質が多く滞留し、白くもやがかかったようになる(光化学スモッグ)。

光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた光化学オキシダントや、これらの物質からできたスモッグ状態。

好気性微生物

酸素を利用した代謝機構を備えた生物。細胞が呼吸を行う過程で、糖や脂質のような基質を酸化してエネルギーを得るために酸素を利用する。

固定価格買取制度
(FIT:フィット Feed in Tariff)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

【さ】

再生可能エネルギー

石油などの化石エネルギーの様に枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどがある。

里山的環境

現在もしくは過去に「田畑、水路、ため池、雑木林」などの一部が存在し、それらの要素が人々の生活にとって、身近な自然環境となっている地域をいう。

【し】

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015 年(平成 27 年)9月の国連サミットにおいて193の国連加盟国で採択された。「人間、地球及び繁栄のための行動計画」として、宣言および目標を掲げており、2030 年(令和 12 年)までの国際開発目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核としている。

持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)

2002 年(平成 14 年)の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において国が提唱した考えで、環境保全だけではなく、社会や経済の視点から次世代も含む全ての人々により質の高い生活をもたらすことのできる開発や発展を目指した教育のこと。

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(2005 年(平成 17 年)から 2014 年(平成 26 年))や、その後継プログラム「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015 年(平成 27 年)から 2019 年(令和元年))に基づき、国際的に取り組まれてきた。

持続可能な開発目標
(SDGs : Sustainable Development Goals)

ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。「環境」「社会」「経済」の3分野が相互に関連した 17 の目標と 169 のターゲットで構成されるこれらの目標達成のため、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体で貧困や格差、気候変動等の問題に取り組むべくパートナーシップが必要であるとしている。

循環型社会

廃棄物の増大と限りある天然資源の浪費を防ぎ、将来においても持続可能な社会を構築するため、資源の循環を促し、環境への負荷を少なくする社

会システム。2000 年(平成 12 年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する―の 3 つを提示している。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、様々な理由で廃棄される食品。フードロスとも言われる。我が国では、第四次循環型社会形成推進基本計画の推進とともに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)や「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)を施行するなどして、食品ロスの削減に対応している。

自立分散型電源

再生可能エネルギーなど比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。

【す】

スマートグリッド

情報通信技術の活用により、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電源や、各家庭・事業所などの需要家の情報を統合し活用して、最適化を図る電力供給システム。

【せ】

生態系サービス

ゆたかな生物多様性によってもたらされる、わたしたちの生活を支えてくれる自然の恵み。

生物化学的酸素要求量(BOD:Biochemical Oxygen Demand)

水の汚濁の度合を表す指標。水中の有機物が好気性微生物(空気を好む微生物)の働きによって分解されるときに消費される水中の酸素量(溶存酸素量)。値が大きいほど水中に有機物が多く、水が汚れていることを示す。

生物多様性

多様な生物の豊かな個性とつながり。利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより生物多様性を失うことは、自然から様々な恩恵を受けているわたしたちの生活にも影響が表れるため、生物多様性の確保は世界的な課題とされている。

ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体。

【た】

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。ダイオキシン類は、通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい反面、脂肪などには溶けやすいという性質を持っている。また、ダイオキシン類は他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多いが、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれている。

第五次環境基本計画

パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画。2018 年(平成 30 年)4月 17 日に閣議決定した。複数分野をまたいだ6つの重点戦略を設定し、あらゆる観点からのイノベーションの創出や経済社会的課題の同時解決を実現し、質の高い生活をもたらす新たな成長に繋げていくことを目指している。また、地域の活力を最大限に発揮する地域循環共生圏の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。

【ち】

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象。

【て】

低炭素で持続可能なよこすか　戦略プラン(2011～2021)

地球温暖化対策を地域において推進していくにあたり、短期的な視点だけではなく、将来の横須賀市を見据え、次世代を担う子どもたちにより良い横須賀市の環境を引き継いでいくため、市民、事業者、市などが役割分担あるいは協働し、総合的、かつ、効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的として策定した計画。

適応策

既に起こりつつある気候変動の影響に対処し被害を回避・軽減していく取り組み。

【と】

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来生物)の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもの。「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」で指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

土壌汚染

人の事業活動やその他の活動に伴って土壌中に有害物質が残留、蓄積することで、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能が妨げられること。土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 27 項目が定められている。

【に】

二酸化炭素排出量実質ゼロ

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収による吸収量が等しくなり、計算上、二酸化炭素排出量が実質的にゼロとなる状態のこと。

【ね】

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーを利用し電力を発生させる装置。この反応により生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

【は】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあげられる。

バイオマス発電

木質バイオマス、メタン発酵ガスなど生物資源を活用した発電方式のこと。

廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「廃棄物処理法」)第 2 条で、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいうと定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

産業廃棄物は事業活動によって生じた廃棄物のうち法令で定められたもので、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物。主に家庭から発生する生活系ごみでオフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含む。

パリ協定

2020 年(令和 2 年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。2015 年(平成 27 年)に開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」(COP21)で採択された。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減を世界共通の課題として対策に取り組むことが示され、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保持し、1.5℃に抑える努力が追求される。

【ひ】

ヒートアイランド

高密度にエネルギーが消費される都市部の地面の大部分を覆うコンクリートやアスファルトが、水分の蒸発による気温の低下を妨げ郊外部よりも気温が高くなる現象。

ヒートポンプ

水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で低温側から高温側に熱を移動させる仕組み。低温の熱源から冷媒(熱を運ぶための媒体)を介して熱を吸収することによって高温の熱源をさらに熱くする機器で、暖房・給湯等に使用できる。また、低温側の熱源は熱を奪われてさらに低温になるので、冷凍・冷房に使用できる。ヒートポンプに利用可能な熱源として大気、地下水、コンピュータ排熱、ビルの雑排水、海水、下水、浴場排水などがある。

微小粒子状物質 (PM2.5:Particulate Matter)

大気中に浮遊している 2.5μm(1μm は 1mm の千分の 1)以下の小さな粒子。非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

【ふ】

プラスチックスマート

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取り組みを進めることを後押しするため、環境省が立ち上げたキャンペーン。ごみ拾いイベントへの参加やマイバッグの活用などの個人の行動・アイディアや、自治体・NGO・企業・研究機関などによるポイ捨て・不法投棄撲滅の運動やプラスチックの 3R などの取り組みを募り、その取り組みをキャンペーンサイト、2019 年(平成 31 年)6月に我が国で開催した G20 や各種イベントなどを通じて広く国内外に発信している。

ブルーカーボン

海洋生物によって大気中の二酸化炭素が取り込まれ、海域で貯留された炭素。森林など陸域で貯留される炭素であるグリーンカーボンと区別して呼ばれる。

横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

脱炭素社会への移行に向けた取り組みを進めていく姿勢を表明するため、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指した横須賀市による宣言。

横須賀市みどりの基本計画

横須賀市のみどりを保全・創出するため策定した計画。1997 年(平成9年)3月に「横須賀市緑の基本計画」として策定し、2010 年(平成 22 年)3月の見直しの際に「横須賀市みどりの基本計画」へ改称した。現計画を 2016 年(平成 28 年)3月に新たに策定し、より多くの人が自然やみどりと親しみ、人と自然の関わりが取り戻せるよう、そして結果として、三浦半島本来の豊かな自然を再生し、未来に引き継げるよう様々な施策を掲げている。

【り】

流域治水

河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全員が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、までを多層的に取り組むこと。

【B】

BEMS(ベムス:Building and Energy Management System)

環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビルのエネルギー管理システム。業務用ビルなど、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を加味して最適な運転を行う。

【C】

COOL CHOICE(クールチョイス)

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組み。

【F】

FEMS(フェムス:Factory Energy Management System)

工場向けエネルギー管理システム。

【H】

HEMS(ヘムス:Home Energy Management System)

エネルギー消費量を可視化しつつ積極的に制御を行うシステム。

【N】

NGO(Non-Governmental Organization)

貧困・飢餓や紛争、環境破壊や災害など世界で起こっているさまざまな課題に、政府や国際機関とは異なる「民間」の立場から、利益を目的とせず取り組む市民団体。国や行政の施策が行き届かない社会的弱者に寄り添い、ニーズを満たしていくだけでなく、市民の代弁者として社会にあるさまざまな課題を生み出す仕組みそのものを変える活動も行っている。

NPO(Non-Profit Organization)

ボランティアや不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動(宗教、政治、選挙活動を除く)を行う、特定非営利活動法人(NPO 法人)および法人格をもたない団体。

【Z】

ZEH(ゼッチ:Net Zero Energy House)、ZEB(ゼブ:Net Zero Energy Building)

外皮の断熱性能などの大幅な向上や高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギーの導入によ

り、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅およびオフィスビルなどの建築物。

【3】
3R+1
　可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する3R（リデュース：Reduce、リユース：Reuse、リサイクル：Recycle）に加え、不要なものや余計なものは「断る」ことでごみを発生させないリフューズ（Refuse）の観点を加えたもの。

2 計画策定の体制

(1)横須賀市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第 24 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議するために設置する組織です。

委員は2年を任期とし、学識経験者、事業者代表、市民公募委員などから構成されており、本計画の策定においては市長の諮問を受け、その内容について専門的・総合的に審議を行いました。

表1 横須賀市環境審議会委員名簿(2021 年(令和3年)9月現在、敬称略)

役職	氏名	区分	所属・職名
	飯 島 健太郎	学識経験者	東京都市大学教授
	今 井 利 為	学識経験者	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
	梅 津 直 樹	事業者	JA よこすか葉山経済部長
	小 澤 紳一郎	事業者	横須賀市漁業振興協議会会長
◎	奥 真 美	学識経験者	東京都立大学教授
	川 名 優 孝	学識経験者	東京海洋大学准教授
	菊 池 匡 文	事業者	横須賀商工会議所専務理事
	岸 由 二	学識経験者	慶応義塾大学名誉教授
	木 本 一 雄	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
	髙 梨 雅 明	学識経験者	一般財団法人日本公園緑地協会副会長
	天 白 牧 夫	学識経験者	NPO 法人 三浦半島生物多様性保全理事長
	長谷川 隆	学識経験者	横須賀市立小学校校長会
	林 公 義	学識経験者	元横須賀市自然・人文博物館館長
	原 田 保 子	公募委員	市民公募委員
○	松 本 安 生	学識経験者	神奈川大学教授
	松 行 美帆子	学識経験者	横浜国立大学教授
	三 澤 幸 子	公募委員	市民公募委員
	山 口 隆 子	学識経験者	法政大学准教授
※以下、2019 年(令和元年)10 月1日以降に在任したことのある委員			
	太 田 議	事業者	横須賀市漁業振興協議会会長
	片 田 敦 子	学識経験者	横須賀市立小学校校長会
	三 浦 匡	学識経験者	横須賀市立小学校校長会
	元 木 実	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長

【役職について】◎:委員長 ○:委員長職務代理者

※委員名簿は、諮問(2019 年(令和元年)10 月)から答申(2021 年(令和 3 年)9月)までの間に委員として在任していた委員

（2）環境総合政策会議

環境総合政策会議は、環境基本条例第 12 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討・推進するために設置する庁内組織です。

委員は、副市長、各関係部長などで構成され、本計画の策定においては、分野別計画との整合や計画体系、基本目標、指標などについて検討・調整を行いました。

表2　環境総合政策会議委員名簿（2021 年度（令和3年度））

部局等		
【委員長】担任副市長		
【副委員長】環境政策部長		
経営企画部長	総務部長	財務部長
文化スポーツ観光部長	市民部長	健康部長
資源循環部長	経済部長	都市部長
土木部長	みなと振興部長	上下水道局技術部長
消防局長	教育委員会事務局教育総務部長	教育委員会事務局学校教育部長

（3）環境総合政策会議環境基本計画推進部会

環境総合政策会議環境基本計画推進部会は、環境総合政策会議環境基本計画推進部会設置要綱および環境総合政策会議設置要綱に基づき、環境総合政策会議の専門部会として、専門的事項を検討・推進するために設置する庁内組織です。

委員は、関係各課長等で構成され、本計画の策定においては、分野別計画との整合や計画体系、基本目標、指標などについて検討・調整を行いました。

表3　環境総合政策会議環境基本計画推進部会委員名簿（2021 年度（令和3年度））

部局等		
【部会長】環境政策部環境企画課長		
経営企画部都市戦略課長	財務部財務課長	市民部市民生活課長
市民部危機管理課長	環境政策部自然環境共生課長	環境政策部環境管理課長
環境政策部公園管理課長	環境政策部公園建設課長	資源循環部資源循環政策課長
経済部農業振興課長	都市部都市計画課長	土木部河川・傾斜地課長
みなと振興部港湾企画課長	上下水道局技術部計画課長	教育委員会事務局教育総務部 生涯学習課長
教育委員会事務局教育総務部 博物館運営課長	教育委員会事務局学校教育部 教育指導課長	

3　計画策定(審議)の経過

年	月	項目	備考
2019 年 (令和元年)	10	第 65 回横須賀市環境審議会の開催	「(仮称)横須賀市新環境基本計画」の策定について(諮問)
2020 年 (令和2年)	2	第 66 回横須賀市環境審議会の開催	
	6	第 67 回横須賀市環境審議会の開催	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催とし、新計画策定については、議題としないこととした。
	7	第 25 回環境総合政策会議の開催	
	8	市民アンケートの実施	
	8	こどもアンケートの実施	
	8	事業者アンケートの実施	
	8	農業関係者アンケートの実施	
	8	漁業関係者アンケートの実施	
	8	第 10 回環境基本計画推進部会の開催	
	10	自由意見募集の実施	
	10	第 68 回横須賀市環境審議会の開催	Web 会議システムを併用して開催
	11	市民説明会の実施	
	11	意見交換会の実施	
2021 年 (令和3年)	2	第 11 回環境基本計画推進部会の開催	
	3	第 69 回横須賀市環境審議会の開催	Web 会議システムを併用して開催
	5	第 26 回環境総合政策会議の開催	
	5	第 70 回横須賀市環境審議会の開催	Web 会議システムを併用して開催
	7	第 71 回横須賀市環境審議会の開催	Web 会議システムを併用して開催
	9	第 72 回横須賀市環境審議会の開催	Web 会議システムを併用して開催 「(仮称)横須賀市新環境基本計画」の策定について(答申)
	11	パブリック・コメント手続の実施	

4 市民参加の状況

新たな環境基本計画および地球温暖化対策実行計画の策定にあたり、市民等の環境保全に対する考えや取り組み状況を把握し、新計画策定の基礎資料とすることを目的に市民意見聴取を実施した。

(1)市民等アンケート

①調査対象および調査方法

区分	調査対象数
市　　民	住民基本台帳から無作為抽出した 16 歳以上の市民 2,000 人に郵送により調査票を送付
こ　ど　も	住民基本台帳から無作為抽出した 10~15 歳の市民 1,000 人に郵送により調査票を送付
事　業　者	法人市民税課税台帳から無作為抽出した市内事業所 350 社に、郵送により調査票を送付
農業関係者	よこすか葉山農業協同組合を通じて農業関係者 80 人に調査票の配付を依頼
漁業関係者	横須賀市漁業協同組合を通じて漁業関係者 80 人に調査票の配付を依頼

※住民基本台帳は 2020 年(令和2年)5月末現在のものを使用
※法人市民税課税台帳は 2019 年度(令和元年度)現在のものを使用

②調査期間(発送日—投函締切日)

2020 年(令和 2 年)8月5日~8月 28 日

③回収結果

区分	調査対象数	有効回収数	有効回収率
市　　民	2,000	965 (郵送:824　web:141)	48.3% (郵送:41.2%　WEB:7.1%)
こ　ど　も	1,000	562	56.2%
事　業　者	350	104	29.3%
農業関係者	80	12	15.0%
漁業関係者	80	45	56.3%
合　　計	3,510	1,688	48.1%

※回答は郵送による回答(市民アンケートのみ、インターネット回答も可能とした)。

(2)自由意見募集

①意見募集期間

2020 年(令和 2 年)10 月 12 日~10 月 30 日

②対象

市内在住・在勤・在学の方、市内事業者および市内で活動する市民団体の方

③意見の提出方法

様式は自由とし、電子メール、FAX または郵送により提出

④意見募集結果

196 人(延べ 500 件)のうち、本件の対象と判断した数は 113 人(延べ 270 件)

(３)市民説明会および意見交換会

①実施日時

2020 年(令和２年)11 月3日

(ⅰ)市民説明会…13 時～14 時 30 分

(ⅱ)意見交換会…15 時～16 時 40 分

②実施場所

ヴェルクよこすか(横須賀市勤労福祉会館)6階第1会議室

③対象

市内在住・在勤・在学の方、市内事業者および市内で活動する市民団体の方

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、横須賀市コールセンターおよびネット申込を利用した事前申込制とした

(ⅰ)市民説明会(先着 30 人)

(ⅱ)意見交換会(1団体3人まで、先着 30 人)

④参加者

(ⅰ)市民説明会…9人

(ⅱ)意見交換会…6人(4団体)

(４)パブリック・コメント

※パブリック・コメント手続による意見募集結果を掲載予定

5 諮問・答申

(1)諮問

写

横 環 企 第53号
令和元年(2019年)10月29日

横須賀市環境審議会
委員長　奥　真 美 様

横須賀市長 上 地 克 明 印

「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」の策定について (諮問)

横須賀市では、環境基本条例第9条第1項の規定に基づき、平成23年3月に「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」を策定し、環境行政を推進しています。

現行計画の計画期間が令和3年度までのため、令和4年度からの「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」を策定することといたしました。

この「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」では、本市を取り巻く環境や社会・経済情勢の変化に対応した目標を設定するとともに、より良い本市の環境を次世代に引き継ぐための実効性のある計画とする必要があります。

つきましては、同条例第9条第3項の規定に基づき、「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(2)答申

写

令和３年(2021年) 9月30日

横須賀市長　上　地　克　明　様

横須賀市環境審議会
委員長　　奥　　真　美

「(仮称) 横須賀市新環境基本計画」の策定について（答申）

環境基本条例第９条第３項の規定に基づき、令和元年（2019年）10月29日付、横環企第53号において諮問された標記の件について、これまで７回にわたり審議会を開催し、審議を重ねてまいりました。

本審議会では、横須賀市を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に対応し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下記の考え方を踏まえ、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1　社会経済情勢の変化による新たな環境課題等への対応

現行計画（横須賀市環境基本計画（2011～2021））策定後の社会経済情勢の変化や国内外の環境政策の動向を踏まえ、新たに顕在化した環境課題、法改正及び「持続可能な開発目標」（SDGs）などへの対応を確実に行うこと。

2　計画における環境像及び基本目標の設定

計画がめざす横須賀市の環境の姿として「環境像」を定めるとともに、パートナーシップによる取り組みを前提に、計画の基本目標は「自然環境の保全」、「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」、「生活環境の保全」のほか、現在及び将来を担う人材の育成などを推進するため、現行「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を統合し「環境教育・環境学習の推進」を新たに掲げること。

3　関連計画との整合及び施策の展開

国、神奈川県の計画をはじめ、横須賀市の総合計画及び分野別計画との整合を図り、多様な主体と連携した施策を展開するとともに、将来を見据えた「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」などに基づき、地域の特性を生かした独自の施策や先導的なリーディングプロジェクトを推進するなど、総合的な環境施策を展開すること。

6　環境基本条例

平成８年３月27日

条例第26号

改正　平成23年３月28日市条例第12号

平成28年３月30日条例第23号

令和３年３月29日条例第13号

環境基本条例をここに公布する。

環境基本条例

目次

前文
第１章　総則(第１条―第７条)
第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第８条)
第３章　環境の保全及び創造に関する施策等(第９条―第23条)
第４章　環境審議会(第24条)
第５章　雑則(第25条)
附則

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失、海洋汚染等に係る問題など地球規模の環境問題も顕在化しています。これらの問題は、このままでは更に深刻化し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（他の条例との整合）

第２条　市は、この条例が本市の環境政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

（定義）

第３条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第４条　環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受することができるよう行わなければならない。

2　環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。

3　環境の保全及び創造については、地球規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市との協働に配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、市民及び市との協働に配慮しなければならない。

（市の責務）

第７条　市は、基本理念に基づき、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、市民及び事業者との協働により、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2　市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

第８条　市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。

(1)　丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島

等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等 の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。

（2） 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

（3） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、及び脱炭素社会への移行を進めること。

第３章 環境の保全及び創造に関する施策等

（環境基本計画）

第９条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する目標

（2） 環境の保全及び創造に関する施策の方向

（3） 前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、第24条第１項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前２項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境への配慮等）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

（年次報告）

第11条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

（総合調整等）

第12条 市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。

（1） 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

（2） 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。

（3） その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。

（規制の措置）

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（施設整備等の推進）

第14条 市は、環境の保全に資する廃棄物処理

施設その他の公共施設及び良好な環境の保全と創造による快適な市民生活の保持に資する公園等の整備等を推進するものとする。

（水環境の保全等）

第 15 条 市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

（1） 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保

（2） 人と水とのふれあいを図るための施設の整備

（3） 水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進

（水循環の健全化等）

第 16 条 市は、水循環（水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）第 2 条第 1 項に規定する水循環をいう。）の健全化に資するよう、流域における水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図るために必要な施策の実施並びに流域の管理を行うために必要な体制の整備等による関係者相互の連携及び協力の推進に努めるものとする。

（気候変動への対応）

第 17 条 市は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化を主な要因とした気候変動に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第 18 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第 19 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第 20 条 市は、第 18 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

（市民等の意見の反映）

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 24 条 環境の保全及び創造に関する基本的

事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(この条例の見直し)

第 25 条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、平成 23 年 4 月 1 日後 6 年以内に見直しを行うものとし、以後 5 年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年 7 月 25 日規則第 45 号により平成 8 年 8 月 1 日から施行)

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 12 号)抄

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 23 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。